
平成28年 第10回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成28年12月13日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成28年12月13日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

出席議員（13名）

1 番 加 藤 学君	2 番 荊 尾 芳 之君
4 番 長 束 博 信君	5 番 白 川 立 真君
6 番 三 鴨 義 文君	7 番 仲 田 司 朗君
8 番 板 井 隆君	9 番 景 山 浩君
10番 細 田 元 教君	11番 井 田 章 雄君
12番 亀 尾 共 三君	13番 真 壁 容 子君
14番 秦 伊知郎君	

欠席議員（1名）

3 番 滝 山 克 己君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	岩田典弘君	書記	田村誠君
		書記	杉谷元宏君
		書記	石賀志保君
		書記	小林公葉君
		書記	田中優美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	松田繁君
教育長	永江多輝夫君	総務課長	唯清視君
総務課課長補佐	藤原宰君	企画政策課長	大塚壮君
防災監	種茂美君	税務課長	伊藤真君
町民生活課長	山根修子君	教育次長	板持照明君
総務・学校教育課長	見世直樹君	病院事務部長	中前三紀夫君
健康福祉課長	山口俊司君	福祉事務所長	岡田光政君
建設課長	芝田卓巳君	上下水道課長	仲田磨理子君
産業課長	頼田泰史君	監査委員	仲田和男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） それでは会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 12 名です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

10 番、細田元教君、11 番、井田章雄君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、前日に引き続き町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 改めておはようございます。12番、亀尾共三でございます。

議長から質問の許可を得ましたので、2つの項目について質問いたしますので答弁よろしくお願ひします。

まず1つは、町立小・中学校の普通教室にエアコンの設置を求めて問います。

近年、気象学者の共通した意見は、自然環境の変化のもとの多くは化石燃料の利用が原因と言われております。梅雨時期から秋口にかけて、連日のように気温は30度を上回る暑い日が続いております。そのため、防災無線で熱中症の対策、水分の不足にならないように広報がされております。そのような環境の中でも、町内の小・中学校の子供たちは普通教室で授業を受けております。町立の小・中学校の普通教室にエアコンを設置することを求めて問います。

まず1つ、近年の夏の時期の温度をどう体感しておられますでしょうか、お聞きします。

2つ目は、教室の温度測定をしておられるでしょうか、お聞きします。

3つ目に、教室の温度測定結果はどうだったでしょうか、お聞きします。

4つ目、熱中症の対策をどう考えておられるのか、このこともお聞きします。

5つ目、近隣の町村の設置状況はどうでしょうか、これもお聞きします。

6つ目、学校現場の声はどのような声でしょうか、これもお聞きします。

2つ目には、子育ての支援について問います。

安倍首相はアベノミクスで経済が潤うと言いますが、しかし実態は大企業と大株主など富裕層に富をもたらしただけではありませんか。一般的なサラリーマンの実質賃金は、ふえるどころか下がる傾向ではないでしょうか。また、農業など1次産業の分野の経営はますます厳しい状況に追い込まれております。私どもが暮らす地方の実体経済は何の恩恵も効果もなく、国内では一部富裕層と一般家庭との格差を広げただけではないでしょうか。日常生活に苦しい家庭はふえる傾

向にあり、そのしわ寄せが子供の貧困を進ませることになっております。将来を託す子供たちを育てておられる保護者の方に、行政として支援することは当然のことと思います。

そこで、お聞きします。まず1つ目、町内の貧困率をお聞きします。

2つ目、貧困率の分析結果をされたでしょうか、お聞きします。

3つ目、実態調査をされたのかお聞きします。また、その結果はどうだったでしょうか。

そして4つ目、就学援助の枠を拡大されました。そのために何人の方が新たにふえたのかお聞きします。

5つ目、生活保護世帯の1.5倍の方は全て受けておられるでしょうか、これもお聞きします。

6つ目、学級費、教材費の町負担を小学校6年生まで実施することを求めますが、どうでしょうか、お聞きします。

7つ目、いつも問いますが、学校給食の無料化を求めます。どういうぐあいに考えておられますか、これもお聞きします。

8つ目、貧困世帯への支援の予算をふやすことを求めます。どうでしょうか、お聞きします。

以上、この場での質問をし、答弁を受けた後、再質問で議論を深めたいと考えておりますので、答弁のほうをよろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） おはようございます。

それでは、亀尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、大きく2点御質問いただきました。小・中学校の普通教室のエアコンの問題、これにつきましては昨日から、それからその前の私の施政方針の中でも空調整備はやるというぐあいに申し上げておりますので、具体的な内容について教育長のほうから後ほど御説明させていただきます。

私のほうからは、子育て支援を問うというものについて、かいつまんで御説明していきたいと思ひます。

まず、全体の中で私が施政方針の中で子供たちが生まれた環境の中でできるだけ将来が制限されない、そういう社会を目指さなければならないというぐあいに申し上げました。それを基本的にしなが、また具体的にやるためには、予算や財源や手法等もあると思ひます。これについては今後考えていく中で、基本的な理念は私はそう思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、子供たちの貧困率についての御質問からお答えしたいというぐあいに思ひます。

厚生労働省の算出している国民生活基礎調査に基づく指標は平均16.3%と過去最悪を更新し

ており、国全体で見ると6人に1人の子供が相対的貧困状態にあると言われてしています。

しかしながら、この指標には各自治体ごとのデータはないため、町の子供の貧困率をどういった指標で捉えるかということについて、福祉事務所、教育委員会、健康福祉課の関係課で検討を行っています。この検討の場において子供の貧困の定義が必ずしも明確でないことから、県の計画における指標を参考にし、公的な支援を受けておられる割合を把握しているところでございます。

まず、経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小学生、中学生の就学援助率は、平成19年から平成25年までの間に国、県と比較して町は継続して低い傾向を維持しています。国は13%から15%台へ、県は11%から14%台へとふえる傾向にありますが、町は7%台から5%台へ平成25年度まで減少傾向にありました。しかし、平成27年度に就学援助率の基準の緩和を行ったことにより平成27年度から平成28年度にかけて就学援助率、人数ともに急増している現状です。就学援助の認定基準や支給する金額は自治体の裁量によって異なるものですので、あくまでも指標の一つとして把握しているところでございます。

また、生活保護世帯のうち18歳未満の子供のいる世帯は、平成25年度末の13.7%から年々減少傾向にあります。生活保護世帯の子供の人数自体も年々減少傾向が継続しています。また、国や県との比較のできる平成23年度と平成24年度では、いずれも県平均、国平均よりも低い割合を示している現状でございます。

児童扶養手当を受けている世帯の子供の数は、平成25年度末で141人、平成27年度末で142人と数自体は横ばいで、子供全体の数は減少しているにもかかわらずひとり親家庭の子供は減っていないという現状があると捉えております。この傾向を関係課で共有した上で個々の実態をより丁寧に把握し、必要な支援等につながっているか、関係課同士の連携を今後より密にする必要があると認識しております。

続いて、実態調査でございます。実態調査はされたのかということについては、子供の貧困の定義や基準が必ずしも明確でないことから、町の子供の貧困率については先ほど述べたように公的な扶助を受けておられる数の傾向を関係課で把握したところでございます。

まずは個々の世帯の問題の多様さ、複雑さなどの課題への対応を的確に行い早期の把握を行い、適切な支援につなぐことがより重要であると考えています。全体に対する調査という把握ではなく、子供の貧困を早期に発見しやすい立場にある関係機関の職員が、貧困の状態にある子供の早期の把握や適切な支援制度等につなぐための体制が十分にとれているかを今後も検討していく必要があると考えています。

次に、貧困世帯への支援の予算をふやすことについてですが、先ほど述べたとおり貧困の状態にある子供の早期把握や適切な支援制度等につなぐための体制と子供の保護者への支援の充実の両方を進める必要があると考えています。地域における体制の整備のため、子育て包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等の機能をより充実させる予算の確保、福祉、教育の各機関で支援が必要な家庭の早期把握と適切な支援の制度へとつなぐため、教育委員会へのスクールソーシャルワーカー、家庭教育推進員の配置に努めてまいります。

また、子供と保護者への経済的な支援として、ひとり親家庭に支援される児童扶養手当について第2子以降の加算額の増額を行っているほか、小学校、中学校の就学援助費の拡充、国、県の制度により現状実施している多子世帯、ひとり親世帯、低所得者世帯に対する保育料の負担軽減制度はもとより、町独自で行っております入所児童全員に対する保育料の負担軽減の継続も努めてまいります。

また、医療費について、特別医療の高校生への拡充と町独自のひとり親家庭の医療費助成を継続して行ってまいります。

また、生活支援として生活困窮者支援制度の拡充をし、困窮の状況、地域での孤立を深刻化させることがないよう努めてまいります。

また、保護者に対する就労支援はもとより、困窮世帯に対する緊急的な食糧支援や生活再建に踏み込んだ一層細やかな家計管理に係る相談・支援事業として、生活困窮者自立支援事業の予算の拡大を予定しているところでございます。

教育における支援としては、学力保障のための少人数学級、学習支援員の配置、なんぶっ子夏休み塾の予算確保に努めておるところでございます。

児童館機能を活用した子供の居場所づくりを拡充させるため、法勝寺児童館において食事支援が可能となるよう必要な備品等の環境整備のため、このたびの補正予算で提案させていただいております。

いずれにしましても、世帯ごとの状況の多様さ、抱える問題の複雑さに対応するためには支援のための連携、調整を行う職員の専門性と資質の向上が欠かせません。生活困窮者自立支援制度や要保護児童対策地域協議会、学校等における支援会議、ケース会議などを活用して貧困家庭の子供に対する支援策の的確な調整を行えるよう、関係する職員の研修機会の確保に努めてまいります。

また、保育や教育の場において保育園、学校等の職員による児童生徒の観察、家庭、地域社会での生活状況の確認の中で問題ケースの確認が可能になるよう、職員の資質向上を図るための研

修機会に努めてまいりたいと思っております。

あとの御質問につきましては、教育長のほうから答弁をしていただきますのでよろしくお願い致します。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） そういたしますと、子育て支援にかかわって町長のほうが答弁をいたしましたので、この子育て支援にかかわる教育委員会がかかわっている部分について先にお答えをさせていただきたいというぐあいに思います。

まず、就学援助の拡大により何名ふえたのかのお尋ねでございます。

平成27年4月より準要保護家庭の認定に用いる算定基準を見直し、基礎となる年収額を収入額から所得に変更いたしました。これに伴い、要保護並びに準要保護家庭の認定数は前年度の51名から27名ふえ78名でありました。援助率は5.4%から8.4%になっております。今年度におきましては、11月末の数値であります。認定数は85名となっており、前年度より7名、基準変更前に比べまして34名の増、援助率も9.5%となっております。

次に、生活保護基準の1.5倍に満たない世帯は全て就学援助を受けているのかのお尋ねでございます。

個人情報保護の観点から、各世帯の年間所得を私どもが確認することはできません。そのため該当世帯数の把握は難しいのが現状であり、全ての御家庭かどうかは正確には把握ができておりません。

あわせて、当該制度は本人申請に基づくものであることを御承知をいただければと思えます。

そのため、こうした制度の情報がまずはしっかりと保護者の皆様に届いていることが大切なことであると考えております。現在、年度当初の全家庭への案内文書の配布、小学校入学説明会での保護者説明、町広報紙への掲載等、幅広い情報提供に取り組んでいるつもりではありますが、十分とは言えないのかもしれませんが、引き続き学校や福祉関係課と連携しながら、制度活用を環境をより整えてまいりたいと考えております。

次に、学級費、教材費の町負担を小学校6年生まで実施すること、及び学校給食費の無償化を求めるとの御意見につきましては、これまでも幾度となく丁寧にお答えをさせていただいたと考えております。新年度予算編成の時期を迎えておりますが、議員の御意見には賛同しかねますので御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、戻りまして小・中学校の普通教室にエアコン設置を求めるとのお尋ねにお答えをしま

います。

まず、近年の夏季の温度についてどう体感をしているのかとお尋ねであります。

議員の御心配同様、私もマスコミ報道を待つまでもなく異常なまでの夏季の高温化を感じております。日によっては、授業中や部活動中の熱中症が気になったり、9月の運動会当日の気温が大変心配になったりと、子供たちへの影響を通じて夏季の高温化を強く感じておるところでございます。

教室の温度測定及び測定結果につきましては、同僚議員さんにお答えをしたとおりでありますのでよろしくお願いをいたします。

次に、熱中症対策についてであります。

熱中症は、事前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行う等、適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能であります。

小・中学校では、熱中症が発症するメカニズムを教職員が正しく認識するとともに、熱中症警報発令の段階に応じた対処方針や具体的な対処方法等、春の段階から教職員の共通理解を図り対応いたしております。

次に、近隣町村における空調設備の設置状況についてであります。

西部地区の町村では一部で未整備の学校がありますが、おおむね整備済みと承知をいたしております。

学校現場の声はどうかのことです。

湿度にもよりますが、気温が35度前後になりますと子供たちの集中力が散漫になる傾向があると聞いております。また、授業をする側、受ける側双方の集中力が低下すれば、効率的、効果的な学習の妨げにもなるものと考えております。加えて、そのような状況が続くようであれば、健康についても危惧しなければなりません。効果的な防暑対策として、エアコンの整備が急がれる状況にあると認識をいたしております。

以上で答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君の再質問を許します。

亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長、教育長からそれぞれ答弁をいただきました。

私は、再質問は私の通告というんですか、質問順によってしたいと思います。答弁は子育て支援からだったんですけども、私は順番で質問はエアコンのほうから出しておりますのでまずエア

コンのほうからお聞きしますので、答弁よろしく申し上げます。

さて、私は実はこの質問を上げる段階で近隣の町村に実態というものをお聞きしました。各教育委員会、日野郡も含めてなんですけども、総じて言いますと、日吉津はこれ小学校だけなもんですから、中学校は米子と箕蚊屋というんですかいね、今も言いますかね、そこと競合してるんで小学校だけの状況はつけているということでした。

それから、大山町は小学校が4校あって、それでお聞きしました中では名和に中山は設置していると。大山はまだ完全にはしてないということです。それから中学校については3校あって、どの学校も、違いました、大山、名和はつけてるが中山がこれはまだ不十分だという答弁でした。

それから、伯耆町は小学校6つ、中学校2つあって、これも完備しているということでありました。

それから、日野郡の3つの町にお聞きしました。私が教育委員会のほうへ電話しましたが、顔が見えませんが電話で受けた感じでは、ええっ、そんなことをお聞きされるんですかと捉えたニュアンスでは、つけてないなんて、まだですかというような感じを受けました、実際のところ。それで日南、日野それから江府、これも日南に江府は小中1校ずつ、それから日野町は小学校が2校で中学校が1校ですか、これ全て完備しているという答弁をいただきました。

私は、本当に今の私どもが中学校や小学校で暮らした時期、高校も含めてですけども、異常なこの高温というのはあんまり体感しませんでしたね。だけどもこのような暑さでおったら、しかも全国的には熱中症でいろんな事故が起こるといような状況であります。

私は、これも学校現場のほうを訪問いたしました。会見第二小学校はなかなかよう行く機会がなかったんでできませんでしたがけれども、現場の声をお聞きしますと、そうしますとやっぱり先ほど教育長から答えがあったんですけども非常に心配をしているということで、学校によりますと特別教室、例えば図書室だとかあるいはコンピューターのある部屋とか、そういうところにはエアコンをつけているんで順番というんですか、あいたところでやっぱりそれを利用させてるけども、全部の子供が一斉にエアコンの部屋を使うということができないんで、ぜひそういうことをやってほしいということです。

過去に熱中症とかそういうことでトラブルがありましたかと言ったら、以前、南部中学校ですか、大騒ぎになったことはなかったけども気分が悪くなった子供がおって、保健室に行ってちょっとだけ休ませたということはあるけども、際立って救急車を呼ぶようなとか、あるいは病院へ駆け込むといようなそういうことはなかったということなんです。幸いだなと思っております。

ブラインド、それから天井扇、これをつけてもらってるので確かにいいんだけど、しかし

基本的にその部屋の温度を下げるということではないので、それで天井扇の場合もあったかい空気が回る。確かに全然無風状態よりいいんだけど、しかしなかなかこれでいいというような状況には至っていないということ。

それから、ブラインドについては、特に法勝寺中学校と南部中学と学校が存在している環境が違うんですけども、南部中学校は本当に一日中屋根の上を通過して午前中、午後も一日中当たるということで、朝まだ日が当たらんときにもうブラインドをだあとと下げておいて、そして東側ですか、下げておいてやって、午後はもう早目に西側をおろしてしまう。そういう状況で、非常にいろんな工夫をやられているということだと思います。

私は、共通しておりますのはやっぱり学力の集中力の低下、これでうまくいかないので、特に差別するわけじゃないですけども、中学の進学を控えたような子供については、学級についてはやはり特別に配慮すべきではないかということは思います。

そこで、前段に申し上げましたけども、昨日、同僚の議員の中からエアコンの設置について質問がありました。答弁では、来年度29年度にはこれだけやるとかね、あるいは段階的にやるとかそういうことの答弁がなかったんですけども、今の考えとしては予算要求も近いと思うんですけども、まず来年度にはどういうぐあいに計画されているのか、そのことをまずお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。今の段階でですが、教育委員会事務局としてはできれば全校一括で整備をしたいというふうには考えておりますけども、財源的な制限というものもあると思いますので、国の補助金の採択状況であったり、最終的には起債のほうも借りないと多分整備のほうはできないと思いますので、その辺の両方を見きわめながら当初予算に向けての準備のほうはしていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 改めて聞くんですけど、結局やるんなら年次計画でなくて一括でやりたいということだと私は受け取ったんですけども、そういうぐあいに受けたらいいでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。教育委員会事務局としては、そういう方向でできたらお願いをしたいというふうには考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長、教育現場関係からはやりたいということなんですけど、ト

ップとしてはどうなのでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。お気持ちはとにかくよくわかりますし、やらなければならないということは施政方針で申し上げました。いっても、その2億円という財源をどういうぐあいに捻出するかは議員も御存じのとおり60億、多くても70億の当初予算を組む中で2億円を今新たに生み出すわけですから、これをどういうぐあいにつくり出すのかというのはそう簡単ではありません。したがって、もう少し整理をしてやり方等も考えていかなきゃいけないと思います。

漠然と考えますと、きのうも申し上げましたが、1基200万もするということにちょっとクエスチョンマークを持っています、200万。2度か3度落として除湿効果を上げれば済むものに、1基に200万も本当にかかるのかなというぐあいに思っています。この辺のことをもう少し整理をして、できるだけ早い時期にできるように努力したいなと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ジャ教育次長に聞くんですけど、きのうたしかありましたね。学校改善事業のほうの国からの補助金で、主に耐震対策が主だということだったんですけども、別にエアコンだからいけんというものではない。やっぱりもちろん学校の建物を頑丈にするということが一番だと思いますけど、しかしこのような近年の暑さの中でやっぱり子供が快適とは言いませんけども、それなりの集中力を高めるような設備のことについては国もだめだということと言わんと思うんですけど、そこら辺の感触としてはどうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。うちだけではなく、各全国の自治体からもそういうエアコン設置の多分要望は毎年国のほうに上がってきてるとは思うんですけども、国自体の予算の枠がどうしてもその中で優先的に耐震工事、防災関係の予算のほうに採択のほうが行っているという状況でありますので、それぞれ自治体としてはエアコン整備のほうは重要だというふうに考えて要求はしている状況だとは思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） もう一つちょっと聞くんですけども、先ほど財源の問題で2億円ということなんで、それについてですけども、教育長が答弁あったのは、教育長、どっちだったかな、あったのは起債とかいうこともやらなければ、もしやるということになればということで、ちょっと聞くんですけども、私も今、頭の中でぱっとうっかりないんですけども、合併債の起債

いうのはもう満杯なんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。今現在、合併債で使えるお金なんですが、約19億6,000万円ぐらいい残っていると認識しております。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 改めて聞きます。じゃ普通の起債というのはなかなか後のことを考えると、償還のことを考えるとあれですけども、合併債がまだ枠があるんなら緊急、緊急と言っってはあれですけども、来年の夏も毎日連日恐らく暑いと思います、暑い日が来ると思います。そういうことであれば、どうせつけるのであれば早いことつけて、子供たちにそういう思いをさせてやるということが一番ではないかと思うんです。そこら辺をやっぱり深く考えていただきたいと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。合併特例債は確かに有利なんですが、ただ交付税措置が後年度負担になりますので、一時的に町が払うことになります。じゃその負担に耐えられるかどうかも総合的に考えてまいりたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私ちょっと意味がよくわかんない、一時的に町が負担するというのはどういうことかもうちょっと砕いて答弁いただきたい。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。起債を起こすということです。起債を起こしますので、町が起債をかぶってしまうということになります。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） わかりました。結局起債を起こすけども、すぐ交付のそれに入らるのでその間は町がやっぱり見なきゃいけないという、そういうことなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。そのとおりです。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） わかりました。でも私は一時的にそうであっても、その間がかぶらんといけんであっても、私はぜひそれを実施していただきたいということを重ねて申し上げるわけです。

私は、初日の施政方針にもあったんですけども、町長、ではこういうぐあいに南部町に生まれ
てよかった、南部町で子供を育てたい。そういうこと、南部の暮らし、これに挑戦したい、南部
暮らしに挑戦したいということもありましたので、本当にあのときは町としては大変えらかった
と思うんですけどよくしていただいたという、そういうことをやっぱりすべきだというぐあいに
思います。私は、そのことをエアコン設置のことについて申し上げるわけでありませう。

それから、もう一つは事故が起こってはいないんですけども、夏休みに小学校の子供もスポ少の
練習に来ますね。中学校の生徒の場合は部活で休み中にも来ますね。そういう場合に、現状、私、
学校の現場に聞くのは落としておったんですけども、昼休憩で御飯食べるとかそういうところへ
はエアコンのついてる部屋を利用してもいいよという状況になってるんでしょうかどうなんでし
ょうか。そこら辺をつかんでおられたらお聞きしたいんですけども。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、見世直樹君。

○総務・学校教育課長（見世 直樹君） 総務・学校教育課長です。小学校も中学校も、特に中学
校は部活動とか、あるいは体育祭の準備とか、あるいは小学校も中学校も補習とか学びに来たり
して夏休みも、特に中学校はほとんど学校に来ているという状態が確かにあります。お弁当なん
かも確かに冷房のきいているところに置いたり、それから学習したり体育祭の準備をするに
しても、先ほどおっしゃいました図書館とかコンピューター室とか冷房がきいているところがありま
すので、そういうところを中心に補習などに使ったりもしています。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、先ほど答弁もらったんですけども、補習とかそういうところは
勉強のことで、ただ食事の場合は持ってきた弁当なんかを例えば図書館だとか、あるいは冷房の
きいてる部屋で食べてもよしというぐあいにされてるのかどうなのか。そこら辺どうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、見世直樹君。

○総務・学校教育課長（見世 直樹君） 夏休みは弁当を持ってきて一日活動するというのは余り
例は少ないと思うんですけど、だめということはないと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） そういう状況でありますので、もし熱中症で不幸な目に遭うとい
うふうな、命を落とすということはないと思いますけど、そういうぐあいにならんようにぜひ行政、
それから教育関係の人の分野でもしていただきたい。このことを申し上げて、次に子育て支援に
移ります。

年々、例えて言うと貧困というか苦しきというのが増しているんじゃないかというぐあいに思

います。私はいろんな書物を見ますと、厚労省の調査によると1985年に10.5%だった子供の貧困率は年々増加して、2012年には16.3%になったということなんですね。日本は、先進国41カ国の中で見ると34位ということなんです。そういう中では、結局大変な状況だと思います。

新たにじゃ国内ではどうなのかと見ますと、ここに表があります。2012年の結果なんですけども、2012年で鳥取県を見ますと貧困率の高いほうでいうと全国で18番目です。私は、これが1992年から2012年、これにかけて上昇率、これ見ますと、上昇値を見ますとこれが10.1%上昇しているということが表にあらわれております。私は、これは大変な状況ではないかと思います。先ほども最初からそこで申し上げましたけれども、景気がよくなるよくなるって言うんだけれども、ますます状況を見ますと大変な状況と言わざるを得ないと思います。

もう一つ、意識調査をした調査では、全世帯では大変苦しいが27.4%、やや苦しいが32.9%。しかし、子供を持っておられる家庭では大変苦しいが30%、やや苦しいが33.6%。これは厚労省の27年度の調査なんですけども、結局子供たちが厳しい状況をこの結果強いられていくということが裏づけられるんじゃないでしょうか。

生活困窮の土台というのは何かといいますと、生活の不安定化というのは何かというと、その原因は非正規雇用の増大と社会保障の連続改正、私どもは改正でなくて改悪だと思うんですけども、そこから所得の格差が生まれていく。現代社会においては、必然的にこういうことに至ることなんです。昔は、病気とかそういうことが起こってなかなか収入が途絶えて大変だという状況が生まれたのが事実です。しかし、今は健康で働くんだけれども非正規雇用、そういうことからなかなか安定した所得が入らん。もちろん安定した所得というよりも、低い所得の関係で生活がままならない。そのことが結局生活不安に陥る。生活不安に陥ったらどういうことになるかといいますと、結局はそのしわ寄せは弱い者に来る。家族でいいますと、子供のほうに来る。だってまず食べ物を優先するでしょう。優先しなければならぬ。そういうことになると、教育に関係するお金の使い方というのは総じて減ってくると思いますよ。それがつまり高学歴が行けなかった。あるいは義務教育の段階でも、持たなければいけないものが持たれない。例えて言いますと、小学校もそうなんですけど、学用品もそうなんだけれども、中学校に至ってはまず入学時期に制服も買う、あるいは自転車も買わなければならぬ。そういうような状況からですと、非常に追い込まれていくという状況です。まして、義務教育から離れて高校になると通学費もかかります。その上の大学となりますと、今、授業料が大変な状況ですね。そういう中であれば、これをいかにその苦しさをとっていくかということ。つまりスタート時点からやはり格差のあると

ころの子供はいわゆる低学歴。高学歴にはなかなか追いつけない、そういう状況に追い込まれる
んではないでしょうか。

そういうことからいえば、私は幾らかでも行政として後押しをしていく。先ほども言いました
が、何回も言い続けておりますが、小学6年生までの教材費の補助、これはやるべきではないで
しょうか。結局いろいろ学校の方と話したんですけども、何でもかんでもただにしてはいいとい
うものではないですよと学校側の先生も言われました。しかし、私は個人の持ち物、例えば鉛筆
は高級な鉛筆を持つ子、あるいはそうでない持つ子もいます。しかし、学校で使う教材費はA出
版のが安いから、じゃ私はこの授業には教室に持たせませす。そういうことはできないと思うん
ですよ。そういう中からいえば、470万と言われました、それに必要なお金は。当然出してあげ
るべきではないでしょうか。

そのことについて言いますとね、聞きますと率直に言うと非常にいいことですよ。喜んでおり
ますということだったんですよ。ですから、そういう手だてをやはりしてあげるべきではないで
しょうか。それが町長が言われる南部暮らしがよかったということにつながるんじゃないでしょ
うか。私は、ぜひそういうことに前向きにとられるべきだと思うんです。

学校給食費もそうなんですけども、まず教材費なんかどうなんでしょうか。その考えはありま
せんか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。御指摘の点について、まずは私も議員さんも言
われるように一つずつを捉えて、これはどのあたりまで行政が支援すべきかということの観点よ
りも、トータルの中で今言われますようにいろいろ保護者負担、子供を育てていくために保護者
が負担をしていかないけんものはありますので、そうした中でどのような部分について行政が応
援をさせていただくことがより適切かということについては考えてまいりたいというぐあいに思
っております。

それから、教材費については、今、議員の御指摘のようにもう少し別の視点もあるわけですね。
義務教育の中で学習に使うものということになっておりますので、このあたりのところについて
は現在、前にもお答えをしたかと思えますけれども、教材費そのものの基準であったり、それか
ら選定過程であったり、そういうものを実は今精査をしているところでもありますので、そうい
うような取り組みを通して考えていってもいいかなというぐあいには思っていますが、いずれに
しても冒頭申し上げましたようにトータルで物を考えていかないと、予算ということもございま
すので、そのあたりについては御理解をいただきたいというぐあいには思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 教育長はトータルでということなんですけども、確かに教室で先生側から使われる教材、例えて言うと大きな映すCDとかそういうもんも買うお金に制限をかけるということはあってはならないと思うんですけど、しかし何回も繰り返して言うんですけども、実際家庭の中での暮らしというのは先ほどもあったんですけども、町長の答弁でもあったんですけども、各家庭の状況をなかなか立ち入ってここはどうかここはどうかというのはそれは難しい問題だと思うんです。でも私が言うのは共通して使うもの、これをそろえて使うものについては、やはりそれは町側できちっと用意していくということが必要ではないでしょうか。そういうことが教育に対する一つの姿勢ではないかというぐあいに思っております。時間がありませんから詳しくは言いませんけども、ぜひそういう姿勢でいていただきたい。特に今の時期は関係各課から予算が要求がされると思いますが、ぜひそういうことも踏まえて現場関係からは要求を出していただきたいということで思います。

そこで、最後になりますけども、こういうことを私は見ました。高学歴と、そこまで行かない者は結局社会に出ても学歴社会というんですかそういうことですから、思うようにいい学校というか高い学歴がなかった場合はなかなかいい職場につかない。つまりそうすると非正規になったり、あるいは所得、手元に入るお金が少ない。そうすると、繰り返しますが、先ほど子供たちがそういうことになるとしわ寄せが寄る。そうすると子供もまた繰り返し、いわゆるそういう貧困がずっと繰り返していく。連鎖を生むというようなことが十分に叫ばれております。ですからそういう面も考慮していただきたいと思います。

そこで、私、見ましたのは、こういうのがありました。イギリスの子供貧困根絶法、これは以前同僚の議員も言われてたと思うんですけども、この中身は子供が生まれると国から250ポンドが口座から与えられるということなんです。250ポンドというのは、今のレートを私調べましたら日本円にすると1ポンドが146円だそうですので、計算しますと3万6,500円になるわけですね。口座が与えられて、利子や運用益は非課税扱い。親でもこれは引き出すことはできない、その口座からね。そういうことが決まってるんだそうです。また、学校では登録制で朝食クラブというのが設けられておって、登録した人は朝も食事をいただくということなんです。

ことは法勝寺の児童館で土曜日には子供に昼食を与えるということなんです。これもやはり義務教育の中でいうと、学校教育における福祉の機能としては非常に重要な位置を持っていると思います。ですから私は学校給食費の無料化ということが前提なんですけども、少なくとも近隣の町村から見ますと、今、南部町は高いんですけども、その補助が高いんです、その補助率が高い

けども、しかしそれも下げる方向でやっていただきたい。このことを最後に申し上げて、私の質問は終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁要りますか。

○議員（12番 亀尾 共三君） いや、答弁結構です。そういう思いで予算立てをして、総務課を先頭として財政のほうもそういうことを受けとめて、ぜひここで育てよかったという町にしてくださいをお願いします。答弁ですか。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁、町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。亀尾議員の、総括的に私の考えを、では申し上げておきたいというふうに思います。

貧困の連鎖ということが叫ばれております。こういうことが次の世代に負の連鎖を生んでいくということは、もう皆さんと共通認識をしていかなくちゃいけないことだと思います。しかし、残念ながら日本のこの国のシステム、今、私たちがやってるこの自治体の財政やシステムが地方政府という概念がありません。いわゆる国家の中の地方自治であって、全てを国家権力からコントロールされてる。したがって今この財源が、今議論をしました子供たちにお金を使ってやろうや。この議論が本来地方政府であればこれは住民の皆さんの代表ですので、住民の皆さんからこれだけ御負担をいただいてでも、この御負担を皆さんから出していただいてでも子供たちにやらなくちゃいけないんじゃないか。こういう議論が本来でありますけども、残念ながら総括としてどっかから、国から何かもらってあげればいいんじゃないか、借金をしてでも今はそれをするべきじゃないかという議論にとどまっているところが大きな僕は課題だと思うわけです。

したがって、本来この問題というのは今の憲法下であれば国がやらなくちゃいけないことだと思います。長い次の世代を未来たちが社会の大きな支えであり、将来の支えになるわけですから、この投資は国家がするのが当然であり、OECD諸国の中で教育にける金は非常に少ないということが一番大きな問題だというぐあいに思っています。

もう少し成熟した地方政治というものを考えた場合、こういうところにも問題があるんじゃないか。国頼りで全てがそのお金の原資はどっかから湧いてくるんじゃないか。こういう議論をいつまでやっても、じゃそのお金をどうするのか、じゃ起債に頼るんだと。これは未来、将来負担をする子供たちにまた負の負担を課す、こういうことになりかねないわけです。そういうことも含めまして、まずは大きな全体の中で教育はやっぱり国家が責任を持ってするものではないかということを申し上げまして、総括的な答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は10時15分とします。

午前 9時59分休憩

午前10時15分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

続いて、9番、景山浩君の質問を許します。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山浩でございます。

議長のお許しをいただきましたので、1問、役場組織の機構改革について質問をさせていただきます。

従来より、町の発展や住民福祉の向上のためには役場行政組織が時代や社会環境の変化に柔軟かつ素早く対応することが必要であり、そのためには特に企画政策課のあり方や各課の連携体制を見直す必要があるのではないかと問いかけを続けてまいりました。

企画政策課ですが、企画立案から施策の実施までを担う課内完結型の現状の企画政策課では、次々と発生する全町的な新たな行政課題に対応し続けることは非常に難しいことだというふうに感じております。また、生活再建支援のような複数の担当課が関係しワンストップ支援が求められる事案処理についても、その連携方法に改善の余地があると感じられます。多様化や変化速度の速くなっている社会並びに住民ニーズに応じていくために、どのような役場組織を目指そうとお考えであるのか伺います。

1番、機構改革を行う必要性を現状のどこにお感じでしょうか。

2番、具体的な改革内容はどのようなものでしょうか。

3番、今回の改革で施策遂行や住民対応等、どのような成果を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

4番、将来的に役場組織のあり方や行政の役割にどのような変革が求められているとお考えでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 景山議員の御質問にお答えいたします。

機構改革を行う必要性を現状どこに感じたのかというお尋ねでございます。

かつてない勢いで進行する人口減少と超高齢社会に対応し、住民の皆さんが幸せを感じる社会としていかなければならないと考えておりますが、役場の業務を従来と同じ体制ややり方で続けていたのでは、時代の変化に対応できなくなるのではないかと強く感じています。役場の組織や仕事のやり方、業務の守備範囲、社会の状況に応じて見直ししていくことが必要だと考え、私が公約した5つの挑戦のうちの一つに行財政改革への挑戦を掲げ、役場業務を原点から見直し人口減少と超高齢社会への対応に取り組んでいくことといたしました。その一環として役場の機構改革も検討しており、可能なことについては来年の4月1日から実施したいと考え、この12月議会に必要な予算を提案させていただいたところです。

次に、具体的な改革内容でございます。

改革の土台となるのは、職員の仕事のやり方、業務分担を見直しお互いが助け合う風土をつくることだと考えています。どのような機構にしたところで、助け合う風土がなければ業務を円滑に進めることはできません。それをまず第一に行った上で、役場の機構を見直していきたいと思っています。

具体的な機構見直しについてですが、現在の企画政策課は非常に幅広い分野を所管しております。特に最近では地方創生や移住定住に関する業務がふえており、なんぶ創生への挑戦を進めていくためには現在の企画政策課のままでこれまでの業務を担当するよりも、地方創生、移住定住の推進を担当する新たな課を設置して推進体制を強化するほうがいいのではないかと考えております。

また、子供たちが生き生き育つ環境と人材育成に挑戦するため、子供が生まれてから成人するまでの一貫した支援体制を構築することが必要と考えております。

さらに、健康長寿のまちづくりへの挑戦のため、地域包括ケアや健康寿命を延ばす取り組みなど健康長寿を推進する体制の強化も検討したいと考えています。

一方で、役場業務の効率化と職員同士の連携による負担軽減の観点から、建設課と上下水道課の統合、現在南部町農業者トレーニングセンター内にある地籍調査室を法勝寺庁舎に移動することを考えているほか、業務効率化と住民サービスの向上を図るため役場内の業務推進体制の見直しを検討し、可能なことを実施していきたいと考えています。

今回の改革でどのような成果を見込んでいるのかのお尋ねでございますが、施策遂行の面では公約に掲げた町民が幸せを実感する南部暮らしの創造のための挑戦を進めていく体制の強化を図り、施策の推進と住民サービスの向上につながることを期待しています。また、職員が助け合う風土をつくることで業務を効率的に行ったり、職員の負担軽減につなげたいと思っています。

将来的に役場組織のあり方や行政の役割をどのように変革を求められているのかについてでございますが、社会の状況が変化していく中であっても南部町の特徴を生かした発展をしていくためには、住民のニーズの変化に的確に対応するとともに、将来を見据えた取り組みを積極的に実施していくことが必要です。役場の組織を横断的に連携して情報を共有し、計画的で効率的な行政運営を進めなければなりません。そのために今後は役場組織も社会情勢の変化に柔軟に対応し、前例にとらわれることなく現状を改編していくことが求められるようになって考えています。

さらに、役場組織だけでなく行政の役割についても時代に応じて変わっていくべきものと思います。多様化そして変化する住民ニーズに応えていくためにも、住民自治の歩みをさらに進める必要があると感じています。

将来世代が豊かさを実感するための投資を行ったり、将来世代に負担を押しつけない健全な行政運営を行うなど、人材や財源に限られる中で行政が効果的、効率的に運営されるように行財政改革にも挑戦してまいります。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君の再質問を許します。

景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 御答弁ありがとうございました。

この問題につきましては、一般質問もたしか2回ぐらい、特に企画に限っておりましたがさせていただいておまして、ずっと何とかならんもんかなということを考えてきておりました。近いところでは、例えばイメージ戦略とかそういう外部からのアイデアとかというものを取り入れてどんどんと本当は事業実施を行って形にして成果を上げて、かなり私も期待をしていたんですが、今の現状の企画政策課だけではなくて役場組織としてなかなかそういう新たな取り組み、今までやってこなかったような全く新たな取り組みを実現化させるような余裕がないということも片方にはあるとは思いますが、それを実現化する体制が整っていないというようなところが非常に顕著に見られるような事案が何件かございました。

これから、よその市町村ですとかまたは自治体ではなくて、企業ですとか大きく言ったら国ですとか、そういうところから従来の政策とは全く違ったような取り組みがこれやったほうがいいでと、またはやらんといけんぞというようなものがどんどん次から次へと出てくるんだろうなというふうに感じております。

町長は、当初の冒頭のお答えではなかなか具体的などころまでは踏み込んではいらっしゃらなかったんですが、頭の中では相当考えていらっしゃるんだろうなというふうに思います。そういう取り組みについての対応の方針といいますか、これからのお考えをもう少し踏み込んでお答え

をいただけたらなというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。行政改革の一番の大事なところは、今のままでこれから先の5年10年が語れるのか。当面の課題としては、地方創生ができるのかということだと思います。地方創生というのは、南部町にここに暮らす人たちの暮らし方や暮らし向きがよくなるかどうかだということはこれまでも御議論してきたところだというぐあいに思います。

しかし、役場の行政の仕事のやり方は、もちろん変えてはならない税であったり戸籍であったりそういう非常に基本的なベースになる部分は確かにありながらも、創造性が求められるものがあるわけです。その創造性が求められる部門が現実に対応してるかどうかということの一つを検証しながら、体制づくりをしていかなきゃいけないということが一つ。

2つ目には職員の働き方があると思います。職員は非常に多忙感にまみれております。それが原因がどこにあるのか。本来本当にしなければならないことの多忙感なのか、一度立ちどまって仕事のやり方や考え方を考えることによって打開するものもあるのではないかと。こういうところの視点もあると思います。こういう多様ないろいろなことを考えながら、次の5年10年を考える役場業務をどうしていったらいいのかということのを多面的に検証していきたいというふうに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） まさに今までのやり方、業務の範囲等々、大きく変えていかざるを得ないそういった時代に差しかかっているんだろうなというふうに感じます。

以前にも合併当初ぐらいですか、アメリカのサンデースプリングスという町、人口10万人ほどですが、警察と消防職員以外では行政職員が市長を含めて9人しかいないといったような、そういった町も出てまいりました。この事案は功罪が非常に激しくて、参考になるかどうかというのはちょっと疑問ではありますが、そういう外部に仕事を出していくといったようなことも今後は考えないといけないのではないかなと。

少し機構改革とはずれるかもしれませんが、例えば複合施設をお考えの場合に私たち議員も勉強してきましたPPPというPPFよりもさらに進んだ格好、こういうものもお考えになる余地はないものかどうか伺ってみたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議員が言われましたPPP、公民連携については今回の行財政改革という中にも入れております。得意な分野を持つ団体が行政の中にも一緒に入り

ながら、さらに地域の課題解決に効果をあらわしていくという手法だというぐあいに思っています。お金より何よりも、まずはそういう新たな動きや行政が不得意とする新たなものを生み出す力というのは民間企業またはNPOであったり、そういうもののほうがすぐれている部門もあると思います。そういうものをどういうぐあいに取り込みながら、南部町の力にしていくのかということが問われるんじゃないかというぐあいに思っています。

短期的に言えば、有能な職員、期待できる職員をよそからでも引っ張ってきて地方創生の中の部署についていただくということも短期的には可能かもしれません。議員が今言われましたような公民連携をして、一つの建物や物をつくっていくときにそのアイデアや運営の仕方、それから将来のランニングコスト等も含めながら、さらにいい方法を考えていくことも必要でしょう。多様な方法を考えていきたいというぐあいに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） どんどんどんどん行政の守備範囲といいますか求められるものが広がってきて、多様化をしてきて、今の陣容ですとか今の人員ではなかなか対応がし切れないようなものが次から次へと出てくるといった場合には、外部のそういった機関だけではなくて、住民の皆さんとも場合によっては連携をとるといような協働をどのような格好で推し進めていくのかということ、議会も含めて一緒に考えていけないといけないというふうに感じております。

企画政策のほうに話は戻りますが、現状冒頭で質問させていただきましたように次から次へと新しい問題が出てくる。そしてその問題を解決するためにいろんな施策が準備をされ、立案をして実施体制をとって実際に実施をしていくという、それを課内完結でやっているというのは非常に無理が今までであったのではないかなというふうに周りから見えます。

大体、済みません、企画政策のことに限っての質問になりますけれども、これからこういった格好で企画立案、もしかしたら課の名前も変わってきて町長室とかそういうふうになるのかもしれませんが、そこら辺のイメージを町長どのお考えか伺わせてやってください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。どう考えているのかというよりも、成果として上げていかなければいけないことから逆に今の体制をどうしていくのかということだろうと思います。いろいろな事案もありますけれども、先ほどから申し上げますように庁内の技術力や創造力、新しいものをイメージする力も必要ですけれども、地域の皆様のお力もかりなくちゃいけないと思います。

一番今思っているのは、例えばきのうも地方創生の話がちょびっと地域の皆さんとあったんですけども、地方創生についての議論をやはり地域の皆様としない限りは住民の皆様にとっての地方創生にならないということを強く感じています。振興協議会での会議でも申し上げましたけれども、各集落の中で例えば防災であれば防災の代表の方に集まっていたきながら、振興協議会の中で円卓会議をする。町長もそこに出ていき、町の行政も出ていき、各集落の皆さんも出ていく。そういう中でお互いのアイデアや技術を出し合いながら、地域総出で防災を考えていく。これは振興協議会もそうでしょうし、これからの課題の共有の中の大事なところだと思います。

私が今一番待っていますのは、住民の移動調査、国勢調査の小集落集計というのを待っています。5年ごとに各集落でどういう人口移動が起きたのかというのが、もうすぐ来年初めぐらいに出るんじゃないかと思っています。これを分析をして、住民の皆様とこの世代はいるけれどもこの世代はいませんよねだとか、実際に本当に外に出た人が帰っているのか帰っていないのかだとか、そういう一つ一つの集落の状況を皆さんと直接話し合いながら、じゃ地方創生として何をしていくのか。あなたの集落の中で私たちができること、集落としてできることを議論し合いながら一緒にやっていきましょう。こういうような議論をしていくことからまずはやっていきたいなと思っています。組織というのはその後いきつついていくことですので、名前を格好よくつけるのも簡単ですし、それらしい名前もつけるのも簡単ですけども、まずはそういう機動的な分析をして課題持って集落の皆さんと話し合い、集落の皆さんがそうだな一緒にやろうと思っただけのような、そういう体制を進めなければいけないなと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 予算のほうもこれからなかなか難しく、交付税が合併の一本算定等々もありますし、今まで以上に求めることは難しくなってきます。お金を使って何かを満足を満たしていくといったようなことが難しくなってくる。どうしたらいいのかなということは、やっぱりソフトの面でいかに効率を上げていくのか。満足を得られるようなやり方に変えていくのかといったことになるんだろうなというふうに思います。

冒頭の壇上の質問でも申し上げましたが、例えば生活再建支援、現状困窮者、自立支援法は一部といいますか社協に委託をしたりといったようなことがありますが、実際に窓口の受け付け業務としては社協が機能するんでしょうけれども、実際にでは税や料の滞納の問題だとか子育ての問題だとか、そういうことは役場の担当課が乗り出してきてその支援に当たらなければ、なかなか解決という成果まで気づかないというふうに思います。

教育委員会が担当しておられる例えば学校のいじめとかも、いじめをしちゃだめだということ

だけを学校の中とかそういうところと言ったら事が済むかといえばそういうわけではなくて、そのいじめが発生している原因がどこにあってそれを解決していくのかということになりますと、ほかの教育委員会以外のいろんな課がやっぱり連携していかなければいけないような問題が非常に多くなってきています。

私、軍隊組織とか官僚組織とかと言われるトップの考えを次の部長、課長にどおんとおりて、そして係長以下一般の職員まで非常にその上意下達がスムーズにいく組織というのも非常に重要だとは思いますが、縦割りで考え切れないような、解決できないような行政課題については、横串の入ったようなそういった組織というものもこれからは非常に重要になってくるのではないかなと。従来も多分プロジェクトチームとかを組まれて、課題に対応されたことはあるとは思いますが、ある程度常設的なその横串のようなものも必要だと思います。限られた人員、組織の中で縦の働きと横の働きもやっていくといったような御検討をなさったことがあるのかないのかちょっとわからないんですけれども、今の私の申しましたことについてどのような感想をお持ちであったり、今までお考えになったことがあれば伺ってみたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。プロジェクトチーム（PT）はいろいろな場面で作ってまいりました。その職員の多忙感の中で、どのぐらい本気でそのプロジェクトチームの中で仕事ができるのかということも一つの課題でございました。

きのう子供たちが生き生き育つ環境と人材育成という項目の中で、これから先々の業務、仕事というものが49%はなくなってしまう可能性がある。21世紀に生まれた子供たちが今16歳、高校生になっています。この子供たちがもうすぐ社会に出ていく時代が参っています。

私たちの仕事は、それを振り返ってみれば20年も30年もその価値観をずっと持ちながら、それがこの間にパソコンに置きかわったとかワード、エクセルに、手で書いて複写してたものがパソコン、ワード、エクセルに変わったのとコピー機、ゼロックスが優秀なのが出てきた。このぐらいの改革しかないわけですが、実際これから大きな変化が生まれてくるような気がします。それに対応するのは、やはりもうパソコンで物を朝から晩まで打っているのではなくて、どんなことが住民に求められるか、どういうことを住民が求められているのかという子供たちにきのう話をしました創造力、イメージする力がとても大事だと思います。どんなところを苦しんでおられるのか、困っておられるのか。それから、それを解決するためにはどんなことをつくっていくのか。創造力、同じこの創造力がやはり必要だろうと思います。こういうところを職員とともに少し変えるということに力を入れていかなくちゃいけないと思います。簡単にはいかない

と思いますけれども、少しパソコンは置いといてお互いに話し合いながら、今、私たちがせないけんことは何なのかなということを話し合うような職場風土というんですか、それが第一だと思います。

それから、地域の住民の皆さんとそういうことを語り合う。これもその延長線上に大事なことだと思います。そういうその原点に戻るとというのが、結局大事なんじゃないかなと思います。そういうことを今考えていまして、突然PTだとかその横串を刺すということは当然必要だとは思いますが、その原点回帰ということが私は今一番求められているんじゃないかなと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） パソコンは道具ですので、パソコンだとかいろんな機器が入れば今まで手をかけて、時間をかけておったことが少し短くなって手間がかからなくなって、創造的な活動によりたくさんの時間やエネルギーを注ぐことができるというのが本来の使い方なんだろうなというふうには思いますが、私自身もパソコンに振り回されるようなこともあります。一人一人のパフォーマンスを上げていくために、何をしていくのかということが非常に重要なんだろうというふうに思います。

先ほど多忙感ということで、非常に忙しいんだというふうにおっしゃいました。もちろんそうだろうというふうに思いますが、生活再建支援のよその事例ですけれども、当然税務課ですとか町民生活課、課名は少し違いますが、そういうところが一人の相談者のために1カ所に集まって対応するといったようなことになると、現状のままの仕事のやり方をしていると非常に手間をとられて、やらんといけんことができんといったようなことをまず想像されるのではないかなというふうに思うんですが、実際に成果を上げていच्छるところは目に見えて目の前にある課題を解決して、実際にその困窮状態ですとか危機的な状態から脱していかれる方を見ていると、やっぱり達成感というかそういうものを非常に強く感じられて、それまでやっていたことを何とかやりくりをしてでもそういう取り組みをしていきたい、さらに進めていきたいというふうに感じられるようになったというふうに講演会での発表がございました。

仕事のやり方、範囲ですとか仕事のやり方の見直しというものを実際に私たちの役場の中でやっていくべきだというふうに私は思いますが、どのような時期にどのような方法でやってみたいと。やるではなくて結構なんです、やってみたいというふうにお考えなのか、ございましたら伺わせてください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。少し今、私が申し上げましたその変化について、今

回の施政方針を申し上げましたけども、その中ではタイムスケジュールは申し上げていません。私に与えられた任期は4年でございますので、4年の中でどうイメージしてるのかだけを申し上げて答弁にさせていただきます。

まず、基本をきちんとこれまで坂本前町長がつくられたことを、今、急ハンドルで変えるということは非常に危険ですし、難しいことだと思っています。したがって、まず最初の1年間のはっきり今あるベースをきちんと引き継いでいながらやっていきたいと思っています。いわゆる楷書をきちんと書けるように、私が修練しなくてはいけないことだろうと思います。

中の2年目、3年目を使いながら、少しそのなれたところで変化をさせていきたい。これはこの町政の中でいろいろな課題もきっと1年間の中で見えてくると思います。議員の皆さんとの議論の中でつくり上げていかなくちゃいけないものもたくさんあるでしょうし、住民の皆さんといろいろな会合を使いながら変えていく課題もあると思います。この点を2年目、3年目を考えています。

そして、最終的に成果として4年目のあたりにやっぱり少し変わったなど。変わった形ができましたねというのを私は4年目に考えています。早急に今、陶山が町長についたら組織の体制をがらんと変えて新たなものが生まれたなどということでは、非常にいろいろなところに問題も出てくると思います。しっかりこれまでの体制というものを引き継ぎながら、基本を大切にしながら変化をつけていく。そしてゴールを目指していきたい、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） なかなか答えにくい質問ばかりさせていただいておりますが、受託事務遂行型の組織から自治事務中心、ニーズ対応中心の組織をこれから考えていっていただきたいという質問でございます。

組織ももちろんなんですけれども、一人一人の皆さんのパフォーマンスも上げていかないといけないというそういった状況の中で、一つ民間企業なんですけれども、ハウレンソウ禁止というそういった企業がございます。非常に好業績を上げている企業さんです。ハウレンソウは役場の中では非常に重要ではありますが、反面ハウレンソウ禁止というところに何が意味をされているのかということなんですけれども、事業実施の際にそれぞれの担当の方が非常に綿密な準備をされて、それまでの上司並びに部下、同僚との打ち合わせもきちりされた後は、原則として非常に突発的な重大なことが起きない限りは自分の中で一から十までやる覚悟で仕事に取り組む。ですのでハウレンソウが必要な場面が出ないぐらいの準備をして、遂行能力を非常に高めていっているといったような、そういった企業、組織もあります。今までの連絡を密にするからさらに上

の概念かなというふうに感じております。

役場の役割、各職員の皆さんの役割とか範囲をどれくらいまで皆さんに権限を与えてやってもらうのか。町長は町長のお考え、権限、そして課長や室長はその権限、実際最前線に立っている方の権限、そういうものをより明確にして、じゃこのくくりでいこう、このくくりでいこうといったような、そういった考え方もぜひ検討をしてみたいなというふうに思うんですが、そこら辺のお考えといたらこれも突然になりますので答えにくいかもしれませんが、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私が総務課長のときに、ここにおられました議員さんも何人かおられると思いますけれども、機構改革をいたしました。そのときには、課長補佐をなくす。いわゆる課長と各部署間を短くして、決裁も判こは2つでやるということを機構改革の中で、あんなにいっぱい判こをつくような民間企業はきっとないだろうというようなところからそういうことを始めました。しかし、なかなかそうはいてもあれから多分10年たってやっぱり判こはいっぱいついて、やはりまた課長補佐もつくって、形としてそういう形がまたもとに戻ってきてます。ですから、一体どういうシステムが住民の皆さんに一番適切なサービスをタイムリーに与えられるのかというのは永遠の課題だと思うんですね。常に改革改善を進めながらやっていかなきゃいけないでしょうし、その目標をきちんと職員の皆さんと共有しないと、やはり車も真っすぐ走らない、行く方向を間違えてしまうということにもなりかねないと思います。

行財政運営審議会に今行政改革というものを諮っていますのも、私たちの目ばかりではなくて多様な皆さんの御意見も聞きながら、私たちの今考える行政改革の方向は一般の皆さんから見てどうなのかという視点もいただきながら改革を進めていきたい。この辺で御容赦いただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 完成形だとか、そういうものがどうだったということを質問をさせていただいてるつもりは私もございません。これから陶山新町長の新しい体制、緒につかれたばかりでございますので、組織改革については特に私自身長いこと関心が高かったことでもあります。大胆なだけではなくて、もちろん町民のニーズをいかに充足させていくのか、満足させていくのかという方向に向かった大胆な組織改革というものをこれからどんどんと進めていただきたいなというふうに思います。

よそでは課長まではあるけどそれ以下の役職は全てなくしてしまって、何かニーズが起こった

ときにはかなり柔軟に人を動かして対応するといったような、そういうところまで出てきております。固まった組織を、どんどんその時代のニーズの変化に即して変えていくということが必要な時代になってきたというふうに思います。期待をしておりますので、どうか私たちの幸せのために頑張ってくださいというふうに思ひまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁はいいですか。

○議員（9番 景山 浩君） あればですけども。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。行政の目標は、住民の福利向上、暮らし向きの向上にあるわけですから、そのミッションをきちんと皆さんと、また職員と目線を一つにして頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で9番、景山浩君の質問終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとりたいと思ひます。（発言する者あり）やります。
（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、続いて13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより4点にわたって質問いたします。答弁よろしくお願ひいたします。

まず第1点目、町長の政治姿勢を問ひます。新町長が町政に臨む姿勢を憲法と地方自治法の立場から問ひます。

まず初めに、新町長に当たり、町長が行政の最高責任者という立場から憲法についてどのような見解をお持ちかお伺ひいたします。

2点目、地方自治体にとっては、地方自治が本来どういう仕事をしていくべきか、地方自治とは何か。ここについて、町長の見解をお伺ひします。聞き方は、地方自治の本旨とはどのように考えているかという点です。

3点目、とはいっても地方自治は何よりも住民の幸せのために動くということですが、お金がなければ動くことができません。その大もとになっている地方交付税、今の地方交付税のあり方について町長はどのように考えるか。同時に、今、町もこの加速化交付金を使ってさまざまな取り組みをしていこうというところですが、この加速化交付金についてどのように考えているかお

伺いたします。

第2点目、町民の暮らしをどう把握しているか。町長は新しくなられたわけですが、今、自民党の政権のもとで、とりわけ1990年代後半以降、新自由主義的な経済政策が強行されてきました。このことによりあらゆる分野で格差と貧困が広がり、日本の経済と社会の大問題になってきています。これらの中で、町民の暮らしはこの影響を受けてどのようになっているのだろうか、把握することが町政にとっても議会にとっても必要ではないでしょうか。そういう立場からお聞きいたします。

町長は、今言われている格差と貧困、どこに原因があるとお考えなのか。また、その是正策としてはどのようなことしていかないといけないと考えているのでしょうか。

第2点目、私は格差と貧困が全国的に起こっていく中で、その防波堤となり格差を縮め、貧困をよりなくしていくための取り組みが今の町政に求められていると考えます。そういう立場から、今、町民の現状はどうかということ、町民所得の動向をお聞きしたいと思うんです。今の格差と貧困の中で、全国的には中間層の疲弊が言われています。これは後の再質問でも述べたいと思うんですが、それを把握したいこともありまして2点目の問題を上げております。

町民所得の動向について、大変だったと思うのですが、年収1,000万円以上、1,000万から500万、500万円以下、所得層の過去10年間の推移とそれについての町長の所感をお伺いたします。この先ほど言った年収の中で年収はどのように推移してきているかということですね、それをお願いいたします。それについて、町長がどのように考えているかという点です。

第3点目、まちづくりの基本をどこに置くのか。これは先ほどの町民の暮らしをどう把握するのか、町民の暮らしが見えてきた中で議論をしたい内容ですが、町民の暮らしを守る身近な自治体が今すべきことは、今の町民の暮らしから見て何なのか。それを考えたいと思います。

全国的に人口減が進む中、定住人口の増に町の将来を託すことは現実的ではないのでしょうか。今すべきことは、人口がふえなくてもこの町で安心して暮らし続けられる町にしておくこと、このことがひいてはよそから人を呼び込む大きな力になっていくと考えるものです。その点から、今の町政の問題をお伺いしたいと思うんです。

1点目には、先ほども出ましたまちづくりの中で南部町C C R C計画が今後の地方創生等の中で大きな役割を占めていくということですが、C C R C計画で町民の暮らしがよくなるというふうにお考えでしょうか。

2点、3点目の問題は、大きな問題の2点目の住民の暮らしをどう把握しているかから出のですが、私は格差と貧困をなくしていく一番には、何よりも格差をなくしていくための取り組み

として行政がやるべきことは住民の暮らしの安定を考えること。その立場から見れば、何よりも所得に関係なく負担が来る公共料金が高くなることに対しての歯どめをかけなければいけない。また、公共料金の引き下げが今最も必要になってきていると選挙期間を通じて考えているものです。公共料金の引き下げと同時に、公共料金は所得での勘案がないものですから所得減免要綱等の実施を求めてまいります。

3点目には、今回の格差と貧困の中の大きな原因が非正規雇用の拡大、これは全国的にも言われていることです。公的職場での非正規雇用拡大の是正を求めていきたいと思うのですが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

まちづくりの基本をどこに置くのかを論議し、次にはそうはいつでも町の財政はどうなっているのか。今までの議論の中でもありましたが、負担をどこに求めているのかということがあると思うんですが、町財政についてお聞きいたします。

町は合併後最大の基金を積み立ててきています。一方、起債は70億円を超えてきました。私は、基金の有効な使い方を求めていきたいと思います。これは選挙戦の中でも論議になりました。40億円近い基金を有効に使って住民の暮らしを支えようという私たちの公約、提案ですが、それに対して起債は70億円を超えてきている。借金が多い中で基金をそうそう簡単に住民のために使うことはできない。こういうような論議が選挙の中でなされてきました。

そこで、お聞きいたします。まず1点目、起債残高に対する算入交付税額を求めます。

第2点目、これは全体としてこれらの町財政のことを論議しながら最終的には公共料金を引き下げ、町で非正規雇用の待遇改善、正規職員増を図ることが格差を縮めることにつながるのではないかと。どういうふうにお考えかという点をお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、憲法についてのお尋ねですが、町政に対する一般質問で単に私の考え方を問うということとでございまして、この点に絞って簡潔に基本的なことだけをお答えしたいと思います。

憲法は近代憲法のルールである立憲主義に基づき、国民の権利、自由を守るために国がやるべきではないこと、公権力行使のルールと限界を定めたもので、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の日本国憲法の三大要素だと認識しております。こういう立憲主義に基づいているんだということや、三大主義だという基本的なことを認識しながら町政を執行していきたい、このように思っています。

次に、地方自治の本旨についてをお答えいたします。

地方自治とは、地方のことをみずから治めることを意味し、国から独立して一定の地域を基礎とする地方公共団体が住民の意思に基づいてその事務を処理することとされています。地方自治が本来の自治であるために、国から独立した地方公共団体がその判断と責任で行う団体自治、その事務の処理や事業の実施を住民の意思に基づいて行う住民自治があります。つまり団体自治は地方の事務は国から独立した地方の団体に委ねられるとする考え方、住民自治とは地方の団体はその住民によってみずからその事務を処理するという考え方、その2つが地方自治の本旨というぐあいに認識しております。

地方交付税と加速化交付金についてでございます。

議員御承知のとおり、地方交付税は自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持できるよう財源を保障するため国税として国が徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する仕組みです。

一方、地方創生加速化交付金は一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として希望を生み出す強い経済の実現、子育て支援や安心につながる社会保障の取り組みを積極的に推進するために創設され、各自治体の先駆性やレベルアップを強化するための上乗せ交付金として平成27年度の補正予算として1,000億円が計上されました。どちらも交付金として国から配分される財源ではありますが、この2つはその目的を異にするものと考えています。

本町としては、不足する財源の多くを交付金等に求めている状況から、地方交付税にあっては申請漏れのないよう財務管理の徹底、地方創生に関する交付金においては南部町版C C R C 推進事業のような全国に先駆けた取り組みを今後も積極的に推進し、国等の財源を最大限に活用した上で町民の皆さんに御負担をかけないような財政運営を展開してまいりたいと思っております。

格差と貧困の原因と是正はどう考えるかという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、日本経済は近年少子高齢化の進展やアジアを中心とした新興国の台頭などに伴う国際競争の激化など構造的な課題を抱え、企業が置かれている経営環境も厳しさが続く中、雇用面においても非正規雇用者比率が年々上昇を続け、長期失業者もふえるなど厳しい状況が続いています。

このような中で、1人当たり国民所得は世界の中で相対的な順位を落としてきており、生活や雇用に不安を抱える人が増加してきたことが格差や貧困が広がったと言われております。町といたしましても、正規雇用を希望しながら非正規の状態にある方にとりましては、そうした状態が生活の不安定や将来に対する不安にもつながり、ひいては生活保護等の社会保障制度への将来的な影響も懸念されることから、より安定した生活基盤の確保に向けて非正規雇用労働者の雇用の安

定と処遇の改善が課題であると考えています。

そうした中で、労働者がみずからの待遇改善やより安定した雇用条件を確保できるよう、労働者自身の技能習得や非正規雇用から正規雇用へと転職等のステップアップに対する支援の充実が今後ますます重要になってくると考えております。

したがいまして、現在町内における就労支援につきましては、企画政策課はもとよりこれまで以上にハローワーク等の関係機関と一層の連携を深める中で、積極的な情報発信と多様な就労支援の提供等に取り組むとともに、求人、求職者双方のニーズを踏まえた労働者の働きやすい環境づくりの推進に取り組んでいきたいと考えています。

また、失業、無業の状態が長期化するほど社会復帰の困難さが増すこととなります。さらにそれを支える家族も高齢化が進んでおり、無貯蓄、低貯蓄世帯比率も上昇傾向にあるなど家計の状況が厳しさを増していることから、家族による支援の余裕も低下していることが考えられます。日本経済が自立的な回復の軌道に乗り安定的な成長を継続していくためには雇用を安定させることが重要であるとともに、町としましても国や県と連携しながら雇用施策と福祉施策が緊密に連携していくことが必要であると考えております。

次に、町民の暮らしをどう把握しているのかということで、過去10年間の年収1,000万円以上、1,000万から500万、500万以下の推移についてお答えしてまいります。

平成19年度から平成28年度までの10年間で1,000万円以上、1,000万円未満から500万円以上、500万円未満の区分の順に人数と率について平成19年度と平成28年度の比較とさせていただきます、所感を述べさせていただきます。

まず、平成19年度は1,000万円以上が1,999人、1.9%、次に1,000万円未満から500万円以上が1,171人、11.4%、次に500万円未満が8,912人、86.7%。平成28年度では1,000万円以上が1,609人、1.7%、次に1,000万円未満から500万円以上が9,166人、10.0%、次に500万円未満が8,053人、88.2%となっております。比較としては、1,000万円以上の収入のある方が0.2%減、1,000万円未満から500万円以上の収入のある方が1.4%の減、500万円未満の方が1.5%の増となっております。平成19年度と平成28年度の10年間で考えられることは、平成19年度から平成21年度の団塊の世代の退職がその影響の一つとして考えられると思います。

南部町C C R C計画で町民の暮らしがよくなるのかという御質問です。

全国的に人口減が進む中、南部町の人口を増加させることは現実的ではないと考えております。ただ、人口減少により生じるさまざまな弊害を想定しますと、人口減少に一定の歯どめをかける

ことは重要な政策課題だと考えています。

まず南部町の人口推計について、南部町人口ビジョンをもとに御説明しますと、合併時に1万2,000人強あった人口も緩やかに減少しており、平成72年ごろには人口が約8,000人程度まで減少することが予想されております。特に生産年齢人口の減少が深刻で、今後30年で約1,600人、26%の減少が見込まれております。このままでは後継者不足等により農地や伝統行事の維持が困難となり、地域振興協議会に代表される住民主体のまちづくりを維持していくことが困難になることが危惧されております。また、人口減少のあおりを受け町内の空き家も増加しております。昨年行った空き家実態調査の結果、町内に約180棟の空き家があることが判明いたしました。この状況を放置すると、空き家が老朽危険家屋化し人が住めなくなるとともに重要里地里山に選定された南部町の美しい景観を損ねることが懸念されます。

さらに、少子高齢化の改善が期待できない。では支える側が減少する中、認知症高齢者、生活困難者、要介護者等がふえていくことが介護保険事業計画等でも明らかになっております。そうしますと、これまでにこうした既存の地域資源、人、物では持ちこたえられないという危機感があります。

そういった状況の中、南部町でも人口減少に歯どめをかけるべく総合戦略を策定したところでございます。策定に当たっては100人委員会を組織し、住民の方と一緒に議論したことは議員も御承知のことだと思います。移住、Uターンの促進の分野では、基本目標として5年でUターン100人、I・Jターン100人の目標が掲げられました。それを実現するための主要施策の一つとして掲げたのが南部町版CCRC、生涯活躍のまちの推進でございます。南部町版生涯活躍のまちの基本的な考え方として、東京圏を初めとする地域の高齢者に対しその方の経験や人脈を生かせる活躍フィールドを提供するとともに、必要な医療、介護を継続的に受けられる体制を整備することにより南部町への移住を促進し、地域の課題を解決するための人材の誘致につなげる。これにより、移住者だけでなく地元住民にとっても暮らし、まちづくりを進めるとしております。

前半部分は国の示す生涯活躍のまちの考え方と同じですが、後半部分、地域の課題を解決するための人材を誘致することで地元住民にとっても暮らしやすいまちづくりを進めるということが当町の生涯活躍のまちのポイントとしております。これは言い換えれば生涯活躍のまちはあくまで手段であって、本来の目的は地域の活性化、まちづくりであり、単にアクティブシニアを誘致して人口をふやしますということではないという点を御承知おきいただきたいと思っております。

また、住民主体で考えた総合戦略を住民の方の参画のもと実現しようということで、新たにま

ちづくり会社、特定非営利活動法人なんぶ里山デザイン機構を設立いたしました。そのような取り組みが評価を受け国のほうからも支援チームの対象に選ばれる等、さまざまな支援をいただいております。また、生涯活躍のまちに関連づけることによって、国の交付金を活用し総合戦略に掲げられた事業の幾つかが実施されております。

幾つか例を挙げますと、1点目は地域仕事支援センターの開設です。こちらは南部町版ハローワークとして町民や移住希望者向けに仕事のあっせんを行うものです。12月1日付で厚生労働省よりなんぶ里山デザイン機構が職業紹介を行うことの許可を得ましたので、今後はいこい荘において職業紹介業務を行うための準備を進めたいと思います。

2点目はふるさと納税業務です。南部町のふるさと納税を促進するため特典メニューを充実を図りつつ、受け付け、発送までの事務を行う組織を設立し、雇用の確保につなげるものです。こちらもちょうし4月よりなんぶ里山デザイン機構において業務を行っていただいております。魅力的な特典メニューを開発するため、定期的にはふるさと返礼品開発ワークショップを開催されるなど、精力的に活動を行っていただいております。

3点目はお試し体験住宅の整備です。本格的に移住する前段階として、お試し的に町での暮らしを体験するための住宅を整備するものです。こちらは今年度中に法勝寺地区内に整備することとしております。また、単なるお試し住宅としてではなく、地域の方の交流拠点として活用することとしておりますので、法勝寺エリアの小さな拠点の整備にもつながっております。

4点目は里山デザイン大学の開設です。南部町の豊かな里山をフィールドに各種講座を開設することで南部町の里山の魅力を発信し、町内外の人に南部町のすばらしさを知ってもらおうというものです。こちらまなんぶ里山デザイン機構において実施していただいております。現在月1回程度の開催ですが、毎回定員いっぱいの申し込みがあるようです。

5点目はまちの保健室です。7つの振興協議会に町民が気軽に相談できるまちの保健室を開設し、保健師等が町民に対して積極的に予防介入するものです。現在月1回の開催ですが、今後医師を初め看護師、理学療法士などと連携し内容を拡充していく予定です。

地域包括ケアは生涯活躍のまちに必要な要素であることから、開催するための備品等は交付金を活用して整備したところでございます。

再度申し上げますと、生涯活躍のまちはあくまで町民の皆様で考えた総合戦略を実現し、地域づくりを行うための手段にすぎず、一番大事なものは町民の方が暮らしやすいまちづくりを進めていくことだと考えております。生涯活躍のまちのスキームを活用し、総合戦略に掲げられた事業を実現することで町民の方の暮らしはさらによいものになるだろうと考えています。

次に、公共料金の引き下げ、減免要綱の実施を求めるといふ御質問でございますが、上下水道の関係では公共料金として水道料金と下水道使用料がありますが、水道事業につきましては地方公営企業法適用企業でございますので、原則独立採算で運営することが法律で位置づけられています。これは例えば、電気やガス、鉄道等の交通事業と同様に料金収入で事業に係る費用を賄わなければならない事業体であるということでございます。したがって、事業に係る費用に基づいて料金の水準を考えていかなければなりませんので御理解ください。

一方、汚水の処理施設や中継マンホールポンプ、管渠などさまざまな施設の整備と維持管理が行われている下水道事業は、水道事業と比べてそれらに係る経費が大変大きなものとなっております。このことは例年の予算や決算の審議で御案内のとおりです。

このような状況の中で、下水道事業は水道事業とは異なり町の特別会計で運営されていることから、事業に係る費用に対して町から既に大きな繰り入れが行われています。下水道事業の現行料金は費用の規模や繰り入れの規模、あるいは近隣市町村の料金水準を踏まえて設定しておりますので御理解ください。

料金や使用料の減免につきましては、現行水道では漏水減免、下水道事業におきましては施設等入所による長期不在者や乳幼児、東日本大震災罹災者を対象に行っております。加えて申し上げますと、下水道事業においては使用料収入だけで事業を運営できていないことから町が大きな繰り入れを行っており、全町にわたり使用者に対して既に減免の措置が行われているということもできます。

次に、まちづくりの基本をどこに置くのか、公的職場での非正規雇用拡大の是正を求めるといふ御質問でございます。

まず、現在の職員数について御説明いたします。

平成28年4月1日現在の町の正規職員、臨時的任用職員、非常勤職員の人数でございます。正規職員は123名で、保育士18名を含みます。常勤の臨時的任用職員が9名、週38時間の非常勤職員47名、38未満の非常勤職員が31名、特別職非常勤が12名となっております。非正規の合計として99名です。

参考までに、5年前の平成23年4月1日現在の職員数も紹介しますと、正規職員134名、保健師24名を含みます。嘱託が1名、常勤の臨時的任用職員が31名、週38時間の非常勤職員29名、38時間未満の非常勤職員が28名、特別職非常勤が5名となっております。非常勤の合計として94名です。非正規全体の人数では、平成28年が99名、平成23年が94名ですので、数字的には増加しております。県内同規模自治体にも確認しましたが、同様の傾向である

この回答を得ております。

自主財源に乏しく、厳しい財政状況である南部町において決して好ましいものであるとは考えませんが、いたし方ない面もあると考えております。正規職員だけで比べると、11名減少しています。これは平成22年度末に15名の大量退職があった結果、年次的な採用を行っているものの現在の職員数になっております。

一般論として、正規雇用が望ましいことは言うまでもないことであります。質の高い公共サービスを効率的、効果的に提供するという観点から、南部町の実情に応じて公共サービスの内容や提供方法など、工夫を凝らして地域のニーズに応じていきたいと考えております。

起債残高に対する算入交付金税額を求めるという御質問でございます。

まず、起債残高に対する算入交付税額ということですが、こちらにつきましては本年9月の定例議会で平成27年度決算を御報告いたしました。その際、決算資料15ページとして起債残高に対する基金残高と算入交付税の推移としてお示ししましたとおり、平成27年度決算における算入交付税額は54億4,509万8,000円としております。この算入交付税額としてお示した額は、公債費に係る基準財政需要額への算入見込み額で、地方債現在高等を基礎数値としておりますので、将来にわたる算入見込みの数値と御理解いただきたいと思います。平成27年度分として実際に基準財政需要額に算入された普通交付税として交付された額は、4億7,924万9,000円として決算いたしました。

公共料金の引き下げ、非正規雇用の待遇改善、正規職員増を求めるといった質問についてお答えいたします。

公共料金の引き下げと正規職員増の具体的な答弁については、先ほどお答えしたとおりですので御理解いただきたいと思います。

非正規雇用の待遇改善の状況について説明させていただきます。

平成24年4月から週の勤務時間が38時間の非常勤職員においては1種から3種までの職務区分を設定し、臨時的任用職員の時間給を800円から840円に引き上げを行っております。平成25年4月には夏季休暇、特別休暇を臨時的任用職員のみで付与であったものを、週の勤務時間が38時間の非常勤職員にも付与することと改定いたしました。平成25年11月には、臨時的任用職員と週の勤務時間が38時間の非常勤職員に特別休暇として子の看護休暇を追加いたしました。平成27年4月から週の勤務時間が38時間の非常勤職員の更新回数を2回から4回に改め、保育士の報酬の引き上げを行っております。基本的に臨時、非常勤の報酬、賃金、勤務条件等については近隣市町村との比較検討を行う必要がある中で、随時南部町の待遇改善を図っ

ています。御理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず1点目の町長の政治姿勢について、憲法について町長は要は憲法によって、憲法は権力を縛るという立憲主義の立場に立つものだ。この認識だというふうに思います。私はそれを一つ聞いて安心してはるんですけども、憲法というのは決して支配者の恣意的な思いで政治を行うのではなく、権力を縛るというためにあるんだということなんですよ。

その理解の上で聞いて聞きますが、とすれば町長、町でできている条例等については町長はどういう立場をとられますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 憲法から一旦今度は条例の問題になりますと、これは直接的に住民と議会制民主主義を通じてこの議場で住民の権利と義務を定めるものだというぐあいに思っております。明らかに憲法とはまた異質なものだというぐあいに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私の聞き方がちょっといけなかった。そうですね、憲法によって権力を縛る。条例についていえば住民の暮らしを定めるものだ、それは町が決めます、町長が決めます。決めた条例とか規則等については、町長は守るという立場ですね。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 余り意図されることがよくわからないもので申し上げるのがよくわからないんですけども、決められた条例というのはそのときそのときに皆様と、ここにおられる14人の議員さんと1人の町長がそれぞれの議論を交じわせながら改善していくものだというぐあいに思っていますので、必要があればその都度改善していくということが一番大事なことだろうというぐあいに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 確認です。わかりました。条例は、あるうちはきちっと話し合っで決めたのですから守っていかなくちゃいけない。決して飾り物ではないということですよ。それで不都合があればその都度提案してきたり議員が発議したりして決めていくが、少なくとも条例、規則についていえば町長を初め公務員はそれにのっかって仕事をしているのだと、そういうふう理解していいわけですね。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 現行の法整備の中では条例は法の一部だというぐあいには言われていますので、そのように理解しております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それを聞いて安心しました。決して地方自治の中では条例や規則はお飾りとかどうでもいいものではないということですね。町長と確認したということです。

次に、地方自治の本旨では団体自治と住民自治を述べられました。民主主義の学校だと地方自治が言われているという立場から見れば、選挙で選ばれた町長が住民のために仕事をしていく。そのときは少なくとも日本国民である憲法のもとで、条例と規則等に基づいてやっていくという立場が表明されたんだと思います。

次に、そういう町長が今回地方交付税や今回のいわゆる加速化交付金を地方自治を推進していく立場からどう見るかという点で、地方交付税と加速化交付金の考え方はわかったんですが、私はここで町長にお聞きしたいのは、例えば地方交付税、先回の議会では自治労から出された陳情等があったんですけどね、その中の一つに地方交付税のトップランナー方式というやり方なんですよ。例えば今までは財政で必要な金額を水準とするんだけれども、全国で進んだ、国が言う進んだというのは例えば教育、福祉関係が多いんですけども、指定管理や外部に委託して金額を下げてくる。保育園なんかそうですよね。外部に出したら保育士の給料は下がりますからね。とすれば、そこを水準にして金額を決めていくというやり方を交付税の中でとってくる。これについては、地方六団体を初め自治労も反対しているわけです。町長はこれに対して私は反対の声を上げてほしいと思うんですが、そのトップランナー方式をどう思うのかという点と態度についてお聞きしたいと思うんです。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。不勉強で、そのトップランナー方式だということやそういう申し入れがあったということは承諾しておりませんので、私の考えていることを申し上げます。

本来、交付税は地方の自主財源、特定な必要な財源でございますので、今、国からお恵みのようにしていただくというものが本来の姿ではないということを思っています。ただ、憲法の中で、先ほど一番最初に言われた憲法の中で地方政治というものがあるが全く書き込みが足りない。地方の政治というものに対して、どういう位置にあるのか。まるで国家の中の一部であるという憲法の書きぶりになっております。こういうところがやはり今の国と地方の関係の大きな問題点ではないかと思っております。本来の地方政治、地方自治を本物にしていくためには、もっと分権を進めてきち

んとしたその財源を認めて皆さんとこの中で議論していく。こういう位置にあると思います。

トップランナー方式については、教育委員会等がもしかしたら知ってるかもしれませんが、私は知り得ない状況でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 本来、地方交付税は国からのお恵みのものではないということだけれども、全く保障されていない。私、ちょっと意見が違うのは、私は日本国憲法の中には三原則じゃなくって地方自治が初めて日本の国の中で憲法上地方自治の項目をしっかりと位置づけたのが戦後の憲法だと思ってるもんですから、その中で地方交付税法、地方税法、地方公務員法ができてきて、その中で地方交付税法ができていて、そこでもちゃんと出すお金の配分を決めているのに、今の政府はこれからはそうはいきませんよということで、先ほど言った経費の低いところに水準を合わせてやりますよということは、いわゆる地方交付税を下げていってるということですよ。そのことに対して、もしわかればぜひ反対の声を上げてほしいということと同時に、次になぜここで加速化交付金のことを上げてるかということ、この加速化交付金というのはコンペ方式と言われた分ですよ。御存じのように、今、南部町も総務省のお認めになられたC C R C計画ですごくいい位置にいるということなんですけども、これ全国で1,000億円のお金を取り合いをした内容だということですよ。この内容についてのやり方についても全国的に自治体から批判が上がっており、私たちが視察に行った一つの町では却下された。要は国の言いなりどおりの内容を書かなければお金が来ないんだというところで、残念ながらこの南部町のC C R C、恐らく全国的なC C R Cは先ほど言ったコミュニティネット、裏には三菱総研ですよ。三菱総研のプラチナプランから出てきた内容で、このとおりに書けば国からお金が来ますよというとおりの中に発していると言われているC C R Cというふうに言われているんですけども、そういうやり方でお金が来るといいうやり方がいいのかなということを今問うてるわけなんです。

先ほど町長が言われた地方自治というのは本来団体自治もあって、国から独立した自立したものでなくてはならないのに、国の言いなりどおりの計画を出さなければこの加速化交付金は来ないと。これについて、どういうふうにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。ちょっと三菱総研だとか、コミュニティネットはこの前この中に入っていますし、佛子園さんのもうこの前、地方創生の南部町の応援団として入っていただいています。しかし、その三菱総研の何とかというような、そういうものは私どもは知り得ておりません。

ただ、南部町がベースになっています福祉であったり、進んでいます福祉であったり、それから住民自治、振興協議会、さらには今回つくりましたまちづくり会社、そういうものが高い評価をいただきました。ですから決して国が言っていることに合わせたものではなくて、私どもが提案したことに国が飛びついてきたというぐあいに私は認識しております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この一つは町長の今回考え方をお伺いするので深くは言うつもりはないんですが、今回の加速化交付金を通じてできるC C R C計画は全国どこで見ても結局はハード事業を行えというのが、ハード事業のお金がついて回ってきてるんですよ。

賛否はちょっと置いといて、住民のためにやってるということもよくわかりました。私はちょっと意見違うんだけど。ただ、全国的にC C R C計画で生涯活躍のまちの計画がどういう流れで動いているかということをしかりと見ておかななくては、本来町が先ほど言った希望、計画のなかったサービスつき高齢者住宅を民間から誘致する。法勝寺のにぎわいの町で大きな施設を建ててウェルネスを呼んでくるとか、そういう話になっちゃうわけですよ。そういう説明もなかったのに、往々にして方向が握られている可能性が多いのではないかという点から見れば、地方自治の立場から見れば使い勝手のいいお金かどうかかもしれないけども、そこへどのようなひもがついているのかということをしかり見てくださらないと、数十年前に起こったリゾート計画の失敗であったり、深く言えば改造論の結果で地域が投資することによって後、疲弊してきたということがあるわけですよ。そういうこともお考えいただきたいということを地方自治を守る立場からということで、ここでは意見を出すにとどめておきます。

そしたら次に行きますね。次です。今、町長の姿勢はわかったんですけど、町民の暮らしをどう把握しているかという点で、税務課大変だったんでしょうが、出していただきました。なぜこれを聞いたかという、先ほども言ったように格差、日本の格差の拡大と貧困は一部の富の集中。2つ目には貧困層がそれによってふえたことと、3つ目の特徴として言われているのが中間層の疲弊だって言われているんですよ。全国的に出されているのが、いわゆる500万以下が、1,000万から500万が極端に減っている。おっしゃるように退職者がふえたからもあると思うんですよ。500万以下が減ってきた。南部町の場合、聞きながら思ったのは、この500万をもう少し分析した数が欲しかったなと思ったのは確かなところなんですけども、とはいえ中間層が疲弊してきていて暮らしが大変だというのは、これは私たちも10月の選挙で痛感したことなんです。そこで言われた声が、公共料金の負担が大変だという声だったんですよ。

私はこれを住民の暮らしをどう見るかという点で、これ町長とぜひ考えたいことだと思うんで

すけども、今いろんな課題があって、生涯活躍のまちで移住定住で人口をふやさないと大変だというんですけれども、先ほど言った確かに人はふやさないと、減るよりふえるほうがいいけれども、全国的に人口が減る中で南部町だけがひとり勝ちのようにふえていくということは考えにくいわけですね。とすれば、一番堅実な方法は人口が減ってもまちづくりを一緒につくっていくことが一番大事だし、そういうふうに人口が減ってもみんなが元気に過ごしているまちこそみんなを引きつけるようなまちになるのではないかという点から見て、もうちょっと言えば時間が、何が言いたいかという、格差と貧困を広げている政治がいけないということは一致すると思うんですけども、そういう今の政治、国の政治を私は変えたいと思っているんですけどなかなか変わらない。だとすれば、地方自治はその格差の拡大と貧困を防ぐためにする方法は何かということころを町長に聞きたいんです。

そこで、どうでしょう、私たちは格差、今言われているのは日本の格差の拡大と貧困をなくすために一つにはお金の集め方をもっとあるところから取るんだというのが1つ目と、2つ目はお金の使い方を格差の拡大をなくす方向に使うんだ。これは教育と社会保障なんです、やっぱり。それを言ってるんです、2つ目に。3つ目に言ってるのは、非正規雇用をなくすということなんですよね。4つ目には、都市部と地域間格差をなくすんだということと言ってるんですよ。ということは、政府も認めているのはとりわけ貧困と格差の拡大が地方にも集中してきているということと言ってるわけなんですよ。

その中で、なかなか税の集め方を変えろということは国に言わないといけないんですけど、町でできることが私は2つあると思ったんですよ。一つは、お金の使い方をなるべく社会保障と教育に入れて、格差の拡大を少なくするようなお金の使い方を考えていくべきではないか、より深くね。2つ目です。2つ目は、とはいっても役場は職員を抱えて年間70億使ってる町内では一大企業ですよ。合併前から見たら、数字でいえばここで60人の職員をなくしてるということは、60人働いてる工場がなくなったということなんです。いろいろと住民からの声もあるかもわかりませんが、私は公的職場で職員を確保していく。これは無理は言いません、提案するのはせめてよその町村並みに正規職員をふやしたらどうかという意見です。

それについて、調べてたらお伺いしたいと思うんですが、一つは町勢要覧があると思うのですが、そこで町職員の数が住民に対して1%見ていないというのが町村でいえば鳥取県では南部町だけ。この確認したいと思うんです。課長、どうでしょうか。黄色い本の町勢要覧ですね。平成27年度。どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。真壁議員おっしゃいましたように、南部町だけが1%を切っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうですね、私が今職員の正規雇用拡大しろというのは、役場の職員をふやして人気とろうとかそんなんと違うんですよ。地域内経済の循環の問題と、少なくとも町ができる貧困をなくす、格差の拡大を防いでいく方法として町ができること。それは今の町の財政の中での正規職員をふやしていくこと。もう一つには、非正規雇用の待遇改善を図っていくこと。これは町ができるかと思うんですよ。

もう一つ一緒に聞きますね。それともう一つには社会保障、教育にお金を使っていくことによって貧困と格差の拡大を縮めていく。この考え方についてどうでしょうか。その中から、私が出てくるのは公共料金の引き下げも出てくるんですけども、町長、どのようにお考えですか。この2つができるのではないかと。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。貧困の問題やそれから経済が非常に低迷している問題、僕はちょっと違いますが、一番の原因というのは国民1人当たりのGDPからして日本の1人当たりのGDPが非常に低い。今、アジア諸国の中で日本の、きょう実は資料を持ってきたんですけども、今どこに行ったのかわからなくなりましたが非常に低いわけですね。近隣の諸国よりも、アジアの諸国よりも低くなっています。すなわち日本は世界2位だ3位だとGDPをそう言っていますけれども、これはあくまでも1億2,000万人の人数で作り上げたものだということにはほかならないわけです。

今、人口が減少していきます。人口が減少しアジアが台頭し、その産業の基盤をアフリカや南米に求めようとしています。その中で、日本がこれから人口が減る中で豊かな社会をつくっていかうとした場合にじゃ何ができるのか。南部町で非正規雇用を考えるのも私は大事なことだと思いますし、役場職員を正規職員にする。これは私の部下がふえることでとってもうれしいことで、ぜひ課題解決にはいいことなんですけれども、人口が減少しそれを支えているその暮らしをしている町民がここにいるわけですし、何人で行政職員を守るのか。もちろん非正規雇用がいいわけではありません。先ほども言いましたように正規雇用がいいに決まっていますけれども、どんなバランスがいいのか等を考えた場合に、私は短絡的にじゃ役場職員を一方的にふやす、または非正規職員はやめて正規職員に持っていく。もちろん教育は私は賛成でございます。教育にお金を投資することが一番効率がいいと私は思っています。教育に投下することによって、将来世代が

豊かになる。

ただ、先ほども言いましたように本来これは国家がトータルとしてこっちのほうが効率がいいんだということで支えなければ、今も教育長が2億円かよと。宝くじでも当たらんといけんなどというようなこれであっては、地方が教育のためにうろうろするようなことではやっぱりいけないと思いますね。教育に投資するという事は私は賛同しますけれども、じゃそれを職員の数、非正規を何とかする。イメージはわかりますけども、南部町だけでそれをやれば南部町がパラダイスになるのかといえば、私はそうではないだろうと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長は、もう貧困、今、日本の経済が滞っているのはGDPが伸びないからだ。人口は減ってる……（発言する者あり）1人当たりのね。そのことをどうして直すわけですか、そしたら。それっていうのは、国の課題になっていきますよね。私は否定しませんが、そういうこともあって国がやらなくてはならないことっていうのはあると思うんですよ。そのことについて論議しようと思ったら町の課題じゃないよって言われるんですけども、それも論議したいと思います。

ちょっと置いてといて、GDPの問題を今南部町でやろうと思ってもちょっと無理があるので、南部町で自治体として今の貧困をなくして格差の拡大を防いでいくために自治体としてどうあるべきかということ憲法や地方自治法の中から問うてるわけなんです。

一つ理解もらったのが、教育に投資することは大事だということですよ。もう一つは、職員をふやしたらどうかというのはこれは地域内循環の問題と、それであるだけ私は飛躍的な意見を言われぬように先ほど言ったように町長、南部町だけなんです、町村で1%を切ってるのが。一番近い伯耆町と比べても、10数人正規職員が少ないんですよ。もう一つ言えば、これは住民の中から公務員ばかりふやして自分たちの生活が苦しくなるといんですけども、今の役場全体を見ていて委員会等での聞き取りの中で、やはり全体的に非正規雇用はいるけれども、正規職員がいない中で回っていないというのが多いと思いませんか。今のお話を聞いてて、先ほどの議員の話でも効率的な仕事、縦割り、横割りといっても、職員たちが本当に多忙で仕事が回り切らないくらい持ってる状況というところが、よその数字から見たら南部町そうだというのが見えてくるわけなんです。そこを言ってるんですよ。だからよそに特化してやれと言っていない。せめてよそ並みにですよ、よそ並みに正規職員を採用して、非正規雇用の待遇改善を行っていくべきではないかという点でどうかということ言ってるんですよ。そのことが私は何ら対立するものではないということなんですけども、それはどうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まず、非正規雇用の待遇は周りの自治体に劣るようなものであってはならない。これは絶対の原則であろうと思います。そうしなければ常に優秀な人材が他市町村に流れていきますので、これは確認できるだろうというぐあいに思っています。

それから、正職員の人数ですけれども、これは私どこが適切でどうなのかということは、もう一回機構改革等を含めながら人材の確保というものの視点から人数は求めなくちゃいけないと思います。議員がおっしゃる1%を切るのはうちだけだということも今聞きましたので、その点、伯耆町や近隣の市町村の実態、ただ、私も一緒にこの行政改革だとか周りの市町村の状況を知っていますけれども、各町にそれぞれの職員の雇用の形態であったりそれから年齢の多いところ少ないところがあります。先ほども急激にたくさんの人が退職された実態もありますし、南部町でももう少ししますと少し幅のある職員たちが退職をする年齢を迎えます。そういったことをトータルに考えながら人員の確保に、また総体的な職員が、総職員数が幾らあるべきなのかというのは多様な機関を使いながら、意見も聞きながら対応していきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） どうしても職員の話になってくるのですが、町長は県内町村の中では一番率として低いということはお認めになるということですよ。これはもう事実ですからね、後で確認しといてくださいね。

少なくともこちらが言ってるのは、水準並みにしてもあと数名はふやすことができるのではないか。そのことが決して本当に幾らの数が適当なのかどうかということを考えなくても明瞭ではないかということの一つ後で回答が欲しいということと、非正規雇用については町長も述べられた、町長は憲法や地方自治法に基づいて法律を守らんといけんし憲法を守らんといけん立場なんですよ。非正規雇用の待遇改善やらないといけないと言っている。

これは平成26年7月、総務省が出している臨時・非常勤職員の任用等について。例えば臨時・非常勤職員の任用等についてどのように留意しなくてはいけないと書いてあるか。これは私が言うより、持っていらっしゃいますよね。今、町長読んでいらっしゃるでしょう。ちょっと読み上げましょうか。こういうふうに書いてありますね。臨時・非常勤職員の制度的位置づけを踏まえ、職務の内容や勤務形態に応じて適切に任用してください。臨時・非常勤の職員は臨時的、補助的な業務または特定の学識経験を要する職務に任期を限って任用するものです。間違ったらいけんよと言ってます。それで次、特別職や非常勤については職務の内容が補助的、定型的であったり一般職の職員と同一と認められるような職や勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高

い職員については、本来一般職として任用されるべきではないか。次、一般職の非常勤職員については、任期を限った任用を繰り返すことで事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させるようなことは避けるべき。これを使いながら5年間限定してるんですけども、本来この言わんとしていることは何だと思いませんか、町長。これはここを拡大解釈しているから、今、非正規雇用が広がってるんですよ。いいと思っていないけれども、やっているわけですよ。これについてどうですか。今、少なくともこれ公務現場のことを言ってるんです。公務員に対して、このようなことは避けるべきだって言ってるんですよ。それについてどうなんですか。その中には、答弁されるときには私たちが平成27年決算資料で見れば、正規職員124に対して週38時間の非常勤職員が61名。その8割が専門性、継続性を求められている。町の資料ですよ。そうになっています。どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。矛盾があるということは重々承知の上で行政運営をしています。法も守らなくちゃいけません。この方向に行ったのは、それまで臨時職員として何十年も勤めておられるその方々たちと、大阪だったと思いますけども最高裁判決で期待権があるんだと。次の次の雇用の期待権がある。いわゆる最高裁の判例に従わなければいけないということで非常勤のあの手この手で、今、真壁議員がおっしゃられたように、決して望ましい方向では私もないと思います。

では、一方で、その人たちを全員を正規職員にし、正規職員身分保障ができるかということ、これもまた非常に難しい現状にあることは議員も御承知のとおりだと思います。その難しい中でどういうぐあいに行政を運営していくのかということが問われてるわけですし、ベストではない中にもベターな線をどこに持っていくのかということで苦労してるわけでございます。改善せんといけんところへは改善していかなくてはなりませんけれども、全てを正規雇用ということは極めて厳しいなというぐあいに思っていますし、不可能だろうと思ってます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 何回も言うように、私、極端なこと言ってんじゃなくって、全部正規雇用にしるか言ってるん違うんですよ。現状はどうで、その結果、聞きたいんです。すぐ今全部が正規雇用になるとか、そういうこと聞いていません。現状はどうであって、少なくとも総務省が言っている内容についてから見たら、今の町のやっている週38時間の非常勤職員という制度はこれに対してどうなのかということ聞いてるわけなんですよ。

かなりベストではないけど、ベターな方法だと言うんですけども、労働者を働かせるという

点で見れば確かに改善されてきたとは言うんですけども、南部町で起こっている非正規雇用について言えば、200万未満がワーキングプアだというので、それすれすれの金額でとどめてるわけですよ。例えば一般事務は1種で14万6,500円、1種で年2回のボーナス、合計10万円合わせても200万ちょっと超えるかどうかの報酬であって、それで5年間では少し上がりますが、5年たったらまたもとに戻ってしまう。これって同じように働いてる職場から見て、本来の働かせ方でこれでいいのかという点がありますよね。

強調しておきたいのは、なお多くが女性ですよ。人権問題で言えば本来の雇用、正規雇用が当たり前と言うのであれば、ここに対する改善策が要るということなんだと思うんですね。

聞いたので、そしたら南部町がそうしていくためにお金がないのかという点にちょっと入ります。時間がないので。決算資料の15ページ見ました。私たちは、選挙のときに積み立てられた40億円があるので、それを使って公共料金の引き下げや非正規雇用の改善等をやっているのではないかということを行いました。そしたら70億の借金があるので、そういうふうにお金使っちゃったら町の財政もたなくなるんだよと言いました。

それでちょっと勉強しました。持っていらっしゃいますよね。決算資料の15ページ、70億の中身は何かということですよ。このうちの70億のうちの中身の約43%、30億が臨時財政対策債です。臨時財政対策債とはどういうものですか、町長。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。臨財債は、交付税の代替措置として出された緊急避難的な措置だというぐあいに認識しております。ですね。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） おっしゃるとおりに、国は、地方交付税の枠を自分たちで縮めておいて、お金がなかったらこれ借金しなさいよ。後で返しますからという、本来は地方交付税扱いしていいと、私たちもそういうふうにいる金額が借金として30億円残っているんですよという内容なんですね。

そしたらちなみに先ほどおっしゃって、話が出ていたいわゆる算入交付税を入れた場合どうなるか。いわゆる今後、国からお金が来ますよということを入れた場合、例えば起債残高70億に対して基金と算入交付税合わせたら92億になるんです。これそうですね。92億になる。これは合併後、平成23年から逆転しているんですよ。それまでは起債残高のほうが多かったんだけど、基金と算入交付税入れたら20億多いですね。南部町の場合、多いんですね。ということですね。

ちょっと時間、次行きます。そしたら合併後、基金が多きたまってるが、使い方考えろと監査にも指摘される多きたまった原因は何か。これが町の資料でわかっているように、要は職員を削減したんです。これは前町長もお認めになられた。ということは今の基金は、職員が減った分、職員の仕事増と思いますが、その分と、やっぱり住民負担がしてきた中で積み立てられてきた基金だと言えるのではないのでしょうか。こういう考え方について町長、どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。見方はいろいろあるんでしょうけれども、その一端として人件費を削減した効果というのは数字を見れば明らかでございます。住民に負担を強いたというものでは私はないと思いますけども、ただ、ずばりその基金がきちんと積み上がったところには、いわゆる職員数の減というものは大きな効果を上げてるだろうと、このようには認識しております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうですよ。そしたら監査も指摘しているように、この基金を有効に使いましようと言っています。私たち住民の多くが心配するのは、ためた基金何に使うんやろう。これを地域内循環、決してよそに大物、箱物つくって、よその町外に出ていくのではなくって、町内で回す工夫をしようではないか。その一つがこのうちの若干を使って職員をふやすことと非正規雇用の待遇改善したらどうか。この一部を使って公共料金を下げれば、住民は公共料金が下がった分地域でお金使いますよ。基金をためて大きなものをつくりゃよそに出ていくのではないかという意見についてどう考えているのか。

それと先ほど言った職員の、住民には迷惑はかけていないと言いますが、職員が減った分、地域振興協議会ができて、職員と町と住民が協働すると言いました。以前にあった敬老会、やり方はともかくとして町職員が当たってたのが住民がボランティアで参加してきています。ボランティアで非常に参加することは多くなった。住民に負担かけてないなどありません。町職員がいなくなった分、サービスが低下した分、地域振興会によって住民がそれを支えているんです。そのことについていい悪いはちょっと置いときましょう、いろいろあるから。全面的に私、否定できないと思っています。参加すること悪いことではないから。

ところが金の使い方から見れば、さっき言った教育に使っていくのであれば例えばエアコンの2億円、この基金から出せるじゃないですか。そういう金の使い方しませんかと聞いてるんです。

最後に、時間がないんで、なぜ公共料金か。公共料金も税金も同じやおっしゃいましたが、

税金というのは原則負担に応じて払うのが税金です。だから所得に関して自分が払える分だけ払うという日本の税制度があります。ところが公共料金は使った分だけ払うということになれば、これは受益者主義ですから、そこには所得の勘案がないですから、これが貧困の拡大、格差の拡大につながるんだということを言われています。そういうこと考えれば自治体のやることは、限られた財源の中で格差の拡大を防いで、貧困をなくしていくためには、公のお金を公共料金等引き下げたりとか、教育、福祉に使っていくこと、そこで地域内循環ができるように非正規雇用の待遇改善と職員をふやすこと、このことを求めて質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁されますか。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） ありがとうございます。私、地域内循環は大賛成です。お金が地域で回ってこそ初めて効果があります。先ほど言われましたように、もし基金を使っていくという視点に立ったり、税を使っていく立場の中では、ぜひ地域内循環ということを進めていかなきゃいけないと思います。

簡単に2億円は基金から出せとは言われますけども、子供たちの空調は大事ですけども、これは慎重に考えなければいけないことですし、有効に使っていかなきゃいけないと思っています。これから人口が減少し、いろいろな課題が教育の場面でも出てくると思います。その中でやはり基金というものは、ないといけない大きな財産だと思っています。有効に皆さんの財産として使うのをまたこの議場の場を使いながら皆さんと議論していきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で13番、真壁容子君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここでお昼の休憩に入ります。再開は1時10分からにします。

午後0時05分休憩

午後1時10分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番、加藤学君の質問を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。質問の許可が出ましたので、質問させていた

だきます。

質問の内容は3点です。1点は現在住民説明会が行われています水道料金の問題について、2点目は現在会見第二小学校の隣に計画があります残土処分場について、3点目はT P Pについてです。

水道料金問題ですけれども、私、選挙のときからずっと訴えてまいりましたのは3点だけです。1点は、水道料金を統一にする条例、これは植田議員からずっと引き継いでおりますので、これはぜひにもでもやっていただきたいということ。2点目は、この一旦統一するという条例と3年後に値上げをする条例を一緒に出してくれるなというもの。そして3点目は、3年後に水道料金を値上げするのではなく、3年後に値上げをしないために共同で政策する場を持ってほしい、この3点についてでした。

質問内容には3年後の反対というふうにしておりますけれども、正確には3年後に値上げをする条例を一緒に出してくれるなということなんです。

それと、現在、公共料金審議会の答申の中で、企業や一般家庭の負担を考慮し使用者が許容できる範囲内で改定を行うべきであるというふうになっておりますけれども、これは町長の意見、これ同じなのかということについてお聞きしたいと思います。

それと3年後に値上げをするということ、これは答申のこの部分に反するのではないかと。

それと4番目で、現在いろいろ情勢が変化しておりますけれども、3年後に町民の生活がよくなる、そういうこと具体的に説明できるんでしょうか、そういったことです。

それと残土処分問題ですけれども、これ残土処分場の問題ではございません。旧会見町のときに産業廃棄物処分場というのがありました。御存じの方は御存じだと思いますけれども、このとき大変なことに最終的にはなっております。最終的には町で買い取るみたいなことになって決着がついておりますが、現在もここから出る水に関しては定期的に検査を行っております。このとき一番問題になったのは、町民のほうの意見でこの間も出てるんですけれども、一番最初説明があったときは心配ないという説明があった。ところがふたをあけてみたらこうなった。今回あくまでも残土処分場であるし、これ問題が違うんだけれども、現在説明としては心配ないという説明だけになっているんだけれども、本当にそれは信じていいんでしょうか。一応この部分が問題になっているみたいです。

全体計画についてですけれども、議会の場での説明がございましたので、ぜひこの場で全体計画について。

それと現在なぜ第二小学校の隣が選ばれたのかということ。

それから町が土地を買い上げる理由。

それと他の処分場では借地として利用しているけれども、現在町が借り上げることになったその理由。

それから地元から要望書が出ているというふうに聞いておりました、一旦これ目を通してはいるんですけども、若干要望書は残土処分場ではなくて、どちらかというと現在ソーラーパネルをつくりましたあその土地のことについて要望が出ているように考えております。

それと現在まだ計画段階ですので、どこまで説明していただけるのかわかりませんが、生活環境の影響調査、これはいつどういった形で行われるのか。

もしあと購入予定金額が決まっているのであればそれについても。

それとこの間、全員協議会るときメモをし損ねたのか聞き損ねたかわかりませんが、そのとき購入を本年度みたいなふうにちらっと聞いたんですけども、聞き違いだったんじゃないかと思えますけれども、もし購入予定であればその時期についてもぜひ伺いたいと思います。

それとTPPについてですけども、これも私、選挙期間中からずっと訴えておりました。TPP問題、現在も国会で通っているような形になっておりますので、当時と若干内容が異なってきますけれども、TPP問題、余りにも範囲が広くて、金融、雇用、それから薬品、その他もろもろ入札、それからあと最終的にはメインになるのは輸入関税の撤廃というところになると思います。

その中で特に南部町において問題になってくるのは、農産物の自由化による安い農産物が大量に入荷される場合、その場合、いろいろ言われておりますけれども、果たして町内において影響が出るのではないかとということです。

それともう1点、やはり農産物の輸入の自由化に伴って問題になってくるのが、現在輸入する場合は、生産地、それからどういった農薬を使ったのか、これらその他もろもろ表示する義務があります。ところがこのままTPPの効果が発効するということになりますと、これらが全部表示しなくてもよくなってしまいます。

現在農薬、それから遺伝子組み換えの植物、特に農薬ですけども、日本国内では使ってはならない農薬であっても外国によっては使ってるというものがございます。それと現在遺伝子組み換え、国内ではほとんど使われておりませんが、外国、特に農業大国と言われる国には逆に遺伝子組み換えの農産物のほうが主流になっております。TPPに加盟をそのまま進めた場合、安い農産物がどこでどういういわれで入ってくるのかわからない、そういったものが大量に輸入されることとなります。その場合、現在これらの農産物、特に遺伝子操作で行われた農産物に関

しては、長期的なスパンで見られておりません。人々、特にそれを食べたり飲んだりした人の影響が一体どういうことになるのか、ほとんど検証されていない状態になっております。

農業に関しては、もちろん国内で使ってはいけないものを使った農産物が入ってくる可能性もあります。これ最終的には人々の健康の面に物すごく大きな影響を与えるのではないかというふうに考えております。

以上、この3点について質問を、返答のほうよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、水道料金値上げは反対であり、3年先のことを今出す必要があるのかと、この御質問にお答えいたします。

議員の皆様には既に水道事業の収支の状況につきましては御説明をさせていただいておりますが、現在の水道事業の財政収支の状況考えますと本来料金水準を引き上げなければならない状況でございます。

しかし、こういった状況にあっても公共料金審議会からは、料金統一を優先するために料金収入の減少を見込んだ上で料金改定を行うべきであり、この料金改定による料金収入の減少と、それに付随する一般会計からの繰り入れ等の措置につきましては例外的であり、特別なものであるということの答申をいただいております。

水道料金は、水道法施行規則により、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであることと示されており、現状において既に財政の均衡を保つことはできておらず、加えて料金統一による料金収入の減少ということも踏まえますと3年後に料金改定を行わなければならないことは明らかだと考えます。公共料金審議会では、そのように見通しを踏まえて3年後の料金改定について答申を示していますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、公共料金審議会の答申では企業や一般家庭の負担を考慮し使用者が許容できる範囲で改定を行うべきであるとなっておりますが、町長も同じ意見なのかという御質問でございます。

水道事業の経営基盤となる財源は、町民の皆様からお預かりする料金収入でございます。水道を使用される町民の皆様が水道料金の水準を許容できず、収入を得られなければ当然に事業は維持運営することはできなくなります。生活に欠かせないライフラインである水道事業が将来にわたり安定的に継続していくためには、より効率的な事業運営を行い、料金につきましては町民の皆様のご生活に与える影響を十分に考慮した答申だと考えております。

次に、3年後に値上げを決めたことは企業や一般家庭の負担を考慮し使用者が許容できる範囲で改定を行うべきであるとの答申に反していないかという御質問でございますが、3年後の値上げにつきましては最初の御質問にお答えしておりますので、使用者が許容できる範囲であるかという点についてお答えします。

まず、このたびの公共料金審議会では、本来料金水準を引き上げねばならない状況の中、料金統一を最優先した低位な料金改定を行い、統一による住民の皆様の影響を緩和するために一般会計からの繰り入れが必要であり、適正な料金水準への段階的な改定として3年後の料金改定が必要であると答申をしています。町長といたしましても審議の内容を理解し、答申に従う立場でございます。

改定内容につきましては、具体的な水量モデルを用いて案内いたします。西伯地区では、一月20トン、20立米使用される御家庭が平成29年度の料金改定で税抜き2,847円が2,040円となります。また、平成32年には2,538円となります。したがって、平成32年度の改定によりまして現行よりも低位な水準となります。会見地区では、平成29年度の料金改定では変わりませんが、平成32年度には2,040円が2,538円となり、498円の増額となります。

次に、料金の水準が町民の皆様の許容できる範囲であるかということの検証のため全国や県内類似の規模の団体の状況について御案内したいと思います。公益社団法人日本水道協会発行の水道料金表では、一月に20トン、20立米使用される御家庭の税抜きの料金は、全国が2,964円、鳥取県が2,435円、5,000人から1万5,000人規模の類似団体で3,354円となっております。水道事業は、料金収入によって事業で運営する施設の維持管理が行われていることから、人口が多ければ多いほど1人当たりに係る料金負担は小さくなる傾向があります。加えて申し上げますと、施設の規模が小さければ小さいほど1人当たりに係る料金負担は小さくなります。

南部町は、いずれの水道施設においても水源地から水をくみ上げ、山の上など高い位置に設置した配水池まで水を送り、そこから長い距離をかけて布設した水道管を通じて皆様のもとに水道を供給する仕組みをとっており、施設当たりの人口密度は都市などに比べ大変低いものとなっております。そのように考えたとき、料金の水準として考慮しなければならないのは、やはり同じくらいの規模の事業体の状況であると思います。公共料金審議会では、使用者が許容できる範囲については全国や鳥取県、類似団体の状況も参考にしながら料金の水準を検討しておりますので、御理解ください。

次に、3年後に町民の収入がふえ生活が向上することを具体的に示すことができるかという御

質問ですが、公共料金審議会の答申では町民の皆様の将来的な収入の見通しについて示していません。水道事業は、電気やガス、鉄道等の交通事業と同様に地方公営企業法によって法的に位置づけられ、料金につきましてはみずからの事業を賄い得る水準としなければならないこととなっております。したがって、事業に係る料金につきましては、民間事業者や、あるいは一般の家庭が家を建てたりするときと同様に安心・安全な水道水の安定供給が維持できるよう安定収入を確保し、企業として健全な経営を維持することが不可欠となっております。審議会の答申にあります料金統一と3年後の料金改定につきましては、料金統一と財政収支の改善に対する一体的な取り組みとなっておりますことを御理解いただきますようお願いいたします。

次に、鶴田の残土処分場の計画についてでございます。

まず、進入路を含めた全体計画について御質問ですので、本計画に至る経緯とあわせて全体計画について御説明いたします。

池野区、鶴田区におかれましては、平成10年ごろから会見第二小学校の児童数減少に直面したのを受け、同小学校の存続のため検討委員会を立ち上げ、その結果、当時の会見町により越敷野町営住宅を建設することとなりました。その後、会見第二小学校を地域の核として両地区の地域づくり、活性化に取り組まれてきています。

しかしながら、当時に比べ地域も高齢化したことなどから活力がなくなってきたことを再び危惧されるようになり、平成26年4月28日付で池野、鶴田両区長より池野、鶴田地区にある土地を有効利用してもらうことで地域づくりの運動の拠点としたいと要望が上げられました。

土地の有効利用を要望されましても一朝一夕に対応できるものではありませんが、情報収集をしていたところ鳥取県が公共工事の残土処分場が不足しているため候補地を探しているということがわかり、要望にマッチした事業に展開できないかと計画を検討し始めました。本計画の工事は、鳥取県及び公益財団法人鳥取県建設技術センターが実施することとしており、残土処分場の運営も建設技術センターが行い、運営管理をしていきます。

事業予定地は会見第二小学校の南西側の谷を予定しておりますが、これは池野区のほうからまとまった土地として提案があった土地であり、概算設計の結果、事業面積は6ヘクタール、埋立土量は50万立米が見込まれています。順調にいきますと平成30年から事業開始をし、公共工事で発生する土量にもよりますが、おおむね残土搬入期間は5年から6年になるものと考えられています。

進入路については、地元から要望が出ていますとおり児童の安全に配慮し、会見第二小学校前の町道は使用せず、県道の旧中央碎石進入路側から新たに仮設道路を設置して搬入していく考え

で設計を進めていただいております。

なお、搬入土は公共残土であるため、産業廃棄物とは一切関係なく、公共工事において排出された土砂のみであり、民間工事によるものは残土でも受け入れはいたしません。

次に、南部町が買い上げる理由と他の処分場では借地としていること及び購入金額と地元からの要望は残土処分場だったのかについてまとめてお答えいたします。

本計画は、先ほども申しましたように公益財団法人鳥取県建設技術センターが主体となるものであり、同センターは過去に多くの借地として事業され、事業後には整地して地権者に返還されております。

しかし、本計画においては、地元からの要望により進めていくことを考えると跡地における地域づくり利用目的が重要であり、借地では跡地活用ができないことから、一方では町が当該計画予定地の土地交渉及び購入することにより事務手続が大幅に簡素化され、事業が早く進められるなどセンターにとってもメリットがあることから、センターに土地購入金として調整を図ってきたところがございます。同センターは、公益財団法人であることから利益を過剰に生み出される法人ではないこともあり、工事に係る費用と残土の搬入土量から検討され、概算設計を実施した結果、土地代相当分を町に支出していただくことになりました。その結果、無料で町が整地された土地を取得できるようになったものがございます。

なお、購入予定金額ですが、まだ概算ですが、2,000万円くらいになるものと予定をしております。

本計画の町の目的は、残土処分場を主眼とするものではありません。池野、鶴田地区の地域づくり運動の後押しとしての土地利用であります。要望書では事業所の誘致や住宅建設を例として挙げられておりますが、それらはあくまで例であります。何の事業をするかに当たりましても平地が必要で、造成費用も必要となっていきます。今回造成予定の跡地を地域の方とも相談し、検討してまいりたいと思います。

最後に、生活環境影響調査はいつどのように行うかについてお答えいたします。

本計画は、廃棄物処理施設に該当しません。該当しない残土処分場であり、その対象になっていないことから御質問の調査を行う予定はありませんので、御理解をお願いいたします。

最後に、TPPについてお答えいたします。

平成25年4月に全国町村会から、交渉に当たっては拙速に進めることなく我が国の国益を損なうことのないよう毅然として対応するとともに十分な情報開示と説明責任を果たすこととの意見書を提出し、関係機関などに求めてきたところがございます。

先ほどもございましたように、今月9日に参議院で可決されました。平成28年11月16日、全国町村会大会において、政府への要望事項として、今後の農業分野での国際的な貿易交渉のあり方について、農業交渉については各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保などを内容とする日本提案の実現に向け粘り強い交渉を強力に展開すること、またEPA、FTA交渉については、国内農業、農村の振興を損なわないよう取り組むとともに、TPP合意の内容を前例としないことといった事項を取り上げております。これまでのTPPほか貿易交渉への要望とあわせ全国町村会の決議を重んじ、今後も確実な実施を政府関係に求めていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君の再質問を許します。

加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 水道料金の質問ですけれども、ちょっと変えます。答申の中で出ている分、若干ちょっと私のほう削ったので、ちょっと追加でお聞きします。負担が急増する改定は住民生活や企業活動に大きな影響を及ぼすため、企業や一般家庭への負担を考慮し使用者が許容できる範囲を改定すべきである。今回の水道料金の見直しは、一般水道料金を統一し、区画間の料金格差を解消することを目的とするべきであるというふうにあります。負担が急増する場合、つまり値上げをする場合、現在計算上は25%になっておりますけれども、これは急激な負担ということになるんじゃないでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

25%は大きな負担の上昇になると思っておりますが、ここは今、各地域を回りながら住民の皆様に御案内をしてるところでございます。いろいろな多様な意見もありますが、まずは12年間かけて、合併から12年がかかっております。今後、将来にわたって料金を統一することに議員も賛成だと言っていただきました。あとはどのように料金を統一し、将来世代にわたってもこの水道という大事な事業を残していけるのかと、こういうところが問題だろうと思っております。完全に今、一本化をして、将来収支バランスがとれるとこまでは少し値上げとして厳しいんじゃないか。したがって、今、提案いたしました3年後の料金につきましても非常に苦渋の策ではございますが、このあたりであれば何とか皆さんに御理解いただけるんじゃないかと12年かけて審議会が答申いただいたものでございます。積んでは崩しの繰り返しの12年の中で皆さんが一生懸命考えていただいた答申でございますので、私はそれを腹に据えながら皆さんに御理解をいただきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 25%の値上げが厳しいという御意見承りました。

私、値上げについて賛成も反対もしておりません。25%の値上げを出す条例を、しかも3年後に値上げをするという条例を一緒に出す必要があるのか、あくまでも3年後に値上げをするのではなく、3年後に値上げをしないために検討する場を持つべきではないか、このことをずっと訴えさせていただいております。3年後に値上げをするという条例、これ統一するという条例と一緒に出す必要があるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。公共料金が安いほうがいい。今回の皆さんとの御議論の中でも、もうまさにそれは生活実態の中でそうだと思います。

しかし、公共事業、こういう行政の持っています道路や下水道や水道、こういうものを次の世代にもきちんと引き継いでいくためには、一定の御負担もこれは仕方がない、やっていただかなければ運営ができない問題でもございます。先ほどから言いましたように、私どもが3年後の値上げを言ってるのではなくて、公共料金審議会が多様な方向から検討を重ねた結果、こういうような提案を出していただいておりますので、重ねて申し上げますが、私もそれをねじ曲げて違った考え方を今出すという材料は持っておりません。したがって、公共料金審議会のこれまでの御努力というのも議員も御理解いただきたいと、このように思います。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 質問の内容をちょっと変えさせていただきます。これ質問主意書ですけれども、先月末が締め切りだったもので、こういった質問内容になってるんですけれども、その後、住民説明会いろいろ聞きに行って、その部分で若干ちょっと質問したいことが出たんですけれども、これに関しては質問する場がありませんでしたので、ちょっとこの場で質問させていただきます。

一つは、料金改定の説明の場でずっと使われてました人口減少の線と、それから料金収入に伴う青い線、これの説明についてちょっともう一度詳しくしていただけないでしょうか。お願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 答えられますか。

上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。資料が皆さんお持ちじゃないかと思っておりますけれども、人口減少の降下ラインと料金収入の降下ラインが違うということよろしいで

しょうか。

○議員（1番 加藤 学君） はい。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 人口減少は、総合戦略の中で南部町が出しております、人口ビジョンという形で出しております、減少しています。

水道料金の収入というのは、1人当たりが幾らという計算ではございませんで、有収水量という水道を使われた量によりまして収入が来ております。その料金の計算の仕方は、基本料金というのがありまして、それはメーター一つごとに一定金額をいただく金額と、あと水道の使用量によって加算されていく金額になっています。人口に比例して金額が上がっていくのではなくて、世帯によっても使われる水道の使用量も違いますし、今、人口の減少よりもアパートとか建っておりますので、メーターの数が人口に比例しているわけではございませんので、必ずしも比例してくるものではありません。メーターの数が世帯数よりも多いということもありますので、料金収入は少し上がってくるようになっていきます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 先ほどの世帯数の説明と、それからあと現地説明会で出てきた質問の中の部分なんですけれども、人口の減少に伴う水道使用量の減少の部分とは別に、先ほど言われた世帯数、特に世帯数の何人構成の世帯数がどういう比率になっているのか、それは把握しているかという質問が現地説明会であったと思うんですが、その部分はこのグラフの中に説明がなされているんでしょうか。これ一番最初説明をしたときは、このグラフは人口ビジョンについて、何年でしたか、27年ですか、そのときつくられたふうにたしか聞いておりますけれども。

それとあと現地説明会であった部分で、この収入の部分にだんだん電力の収入分が入ってるかという説明がなされたとき、これは入っているというふうに若干説明があったと思うんですけれども、だんだん電力つくったのが昨年ですか。ちょっとそのあたり年代的に整合性が合ってるのかどうか、ちょっとその部分お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。水道料金の平均というのは大体一月20トン当たりというのを計算しているんですけども、これは全国的な平均でして、1世帯当たり4人家族で大体一月20トン使われるということで計算がしてあります。今回の料金収入の中では世帯数というのは考慮しておりませんで、人口と有収水量という形で料金収入表をつくっております。

だんだんエネルギーに平成27年度に出資しておりますけれども、エネルギーがまだ動き出したばかり

りですので、幾ら配当があるのかという見込みはありませんけども、ある程度は見込んでいたということを言ったと思いますけども、ちょっと数字については聞いておりませんので、申しわけありません。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） ありがとうございます。

あともう一つ、今回これ先ほどの人口の減少が、これが大体1万1,000人から1万700人まで減るといふような想定になっておりますけれども、これ一番最初伺ったとき実際の人口の減少はもっと急ではないかという説明があったかと思えます。一方で、昨日から説明がありました人口定住化5カ年で200人というこの数字は入っているんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。人口減少は、総合戦略の中で大体見込んでおります。いいですか。200人。

ちょっと総合戦略のほうで人口ビジョンつくっておりますので、そちらのほうで正確な答えをしていただけたらと思えますけども。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後1時49分休憩

午後1時52分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長でございます。御質問の人口推計のグラフのほうですけれども、国立社会保障・人口問題研究所の出したデータに出生率の上昇、それから移住定住の増を加えたものの人口推計のグラフを使っているということになっております。以上です。（「200人が入るとるか。入るとる」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 入っているとの答弁でありました。

加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） ありがとうございます。

ですが、今回の場合、来年から見て3年後ということですが、それでもやはり3年後に上げる部分ではなくて、3年後に検討する場を設けてほしいということをもう一度言わせてください。あと現地説明会の中で検討する部分があるという若干の説明があったんですけども、その今

検討している部分、これはいつどの部分で入れられるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。今検討しているところは、平成27年度に完成しました統合事業というか、上野から落合浄水まで水を送る工事、大きな工事をいたしまして、その経費を今検討しています。

これから先支出、事業費が決まって、事業費に対する料金収入というのが基本ですので、事業費をどうやって抑えていくかというところをずっと見ていかないといけませんので、今はどういうポンプの使い方とか、施設をやめれるものはないのかということを検討しながら事業費の見直しをしています。今見込める電気代の少なくなる部分とかは見込みながら、今回お話ししている事業支出というところで見込みは立てております。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） わかりました。

それでは、次に、残土処分場のほうについて質問させていただきます。

先ほど町で土地を買い上げる理由について、現在鶴田、池野地区からのほうの要望で買うことにしているという旨の説明がございました。それから最終的に利用地についてまだ曖昧な部分があるみたいな説明だったんですけれども、これある程度使用後のものについて具体的にもう少しプランが練ってないと買い上げるのは難しいんじゃないでしょうか。その部分説明をお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。先ほどの答弁の中で地元の人と協議をしながらということで回答はさせていただきましたが、やはり整備するに当たりまして、ある程度の目的がないと、先に公園にするとか、住宅にするとかございませんと整備するほうも水路のつけ方ですとか、その土地そのものの強度ですとか、そういうものがあらかじめ影響してまいりますので、今、町のほうとしましての考えで住宅用地にもできるようにということでお伝えはしております。

ただ、あと住宅のほかにも公園ですとか、広場ですとか、運動場とか、そういうことも含めて継続して検討はしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 先ほど買い上げる理由について、地元から要望があった、それと現在土地整備が終わった後の用途について若干説明がございましたけれども、本来もし町が借り上げない場合、いろいろ手続上無駄な面があるので、それで買ったほうが良いという御説明があったんですけれども、その場合、町のほうとしては借地料というのは発生するのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。借地となりますと事業主体は建設技術センターのほうになりますので、町がその借地料を払うことはございません。建設技術センターが5年間、6年間の事業の間、借地料として支払われるということになりますが、いろいろと借地にしても個々全員と契約もされないといけませんし、測量等も必要になってまいります。それとその数が膨大だということがございます。それとその後、平地になったところを個人さんのほうにお返しをするということになるわけなんです。なかなか個人さんいますか、地主さんも今そこら辺のところまでは面倒といいますか、後の利用というところがないと、もう協力じゃないですけど、そういう事業そのものの目的と違ってくるところがございますので、やはり借地は今回は要望から上がってきたことから考えますと事業の目的からちょっとずれるんじゃないかという思いでおります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 済みません。私のちょっと質問の仕方が悪かったようです。町が買い上げた場合、町の土地になるんですが、その場合、技術センターのほうから借地料が町のほうに払われるという形になるんでしょうかという質問です。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。言われるのは工事期間中、町の土地だからということですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）いえ、それはございません。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 済みません。理由もお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 明確な理由というのは、今そこまでの調整はしてはおりませんが、ただ、その事業をすることが町のほうも当然公共事業として協力をするということを考えた取り組みの事業でございますので、なおかつその土地の取得費用につきましてもセンターのほうから配慮していただけるというところで、なかなか平地までしていただいて、ただでもらえる、それに対してその事業の間もプラスで借地料を下さいというようなのはちょっと考えが及びませんでした。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。理解していただいた。多分私もこうやって建設技術センターがお金まで出して、町の名前にしてくれるためには、例えば私がそこに土地を持ってい

ると、契約の相手はセンターと町、三者契約と言いますけれども、お金はセンターが出して、所有権は町に出しますと。いわゆるセンターはセンターとしてそこに所有権を設けても将来的に困るだけなので、これは町に寄附しますという三者契約をするんだというぐあいに思います。したがって、技術センターがお金を出しながら、そこに出した土地に対して借り上げの借地権を町に求めることはできないということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 今現在地元説明会の2回目がなされようとしておりますけれども、これに関しまして一つちょっとどうしても聞いておきたいところがございます、全員協議会の説明の場で概略設計はもうできたというふうな説明を受けてたんですけども、今回全員協議会でいただいた資料、その中で事業の進め方というのが見ると、これ順番がどうも違ってるとなうふうに考えるんですけども、候補地の決定、それから概略調査、皆さんに計画の説明というのが3番目にあって、その後に測量調査、それから概略設計というのがあるようになっているんですけども、今回概略設計のほうが先に来て、住民説明会が後に来ているんですが、それとこれ住民説明会の場所を旧会見の5部落に設定されていますけれども、この理由もお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。一般的な事業の進め方としては、先ほど議員さんが言われたような流れにはなりません。ただ、概略設計、今どういったのをお持ちでしょう、概略設計がないと地元のほうに説明がしにくいということで、こちらのほうに今、3番のことを言っておられますね。

○議員（1番 加藤 学君） はい、そうです。

○建設課長（芝田 卓巳君） これは、皆さんに計画の説明ということで、概略設計より前の話になるんですけど、こういう残土処分場を計画しますよというだけの流れの言葉です。その後、概略設計をさせてもらって、詳しくまた皆さんのほうに説明をするということになります。

この議員さんがお持ちのところで言いますと、6番から7番、7番ぐらいですね、7番、8番、このあたりで最終的に、7番、8番、9番になりますが、説明を継続していくということになります。

それで、説明のほうが会見地区のほうの5集落ということでありましたが、やはり関係するといえますのは、地元が一番関係しますのは地権者の皆さんですね、そちらと隣接の土地の皆さん、それと今回は下流、上流部に当たりますので、ダムができたわけなんです、さらにダムの下流

域の皆さんのほうにも説明をしたほうがよからうということから、特にどこどこをしないといけないということではございませんが、説明をさせていただいたということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） あと、実際これが動いた場合についてと一部説明があって、中に入ってくる残土について、これをチェックする機能の部分で説明が若干入っていたんですけども、地元の人を採用して、その方にチェックしていただくというふうになっておりますけれども、これ第三者が入ってチェックしないといけないんじゃないかと思うんですが、特に前回、あくまでも前回の会見のときは産業廃棄物処分場だったんですけども、入ってくる土のチェックをする方、これは第三者でなければならぬではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。残土の搬入につきましては、搬入先のほうで受け入れておろす業者というものが、またそれは業者が行いまして、当然そちらの業者もチェックを行います。さらに地元の人と言われるのは、やはり第三者ということを言われましたけど、地元の人といいますのは、やっぱり一番地元に変なものを入れたくないという思いが強いということから、その辺の安心感を持ってもらうために、チェック機能として地元の方にも同様にチェックをしてもらおうということでの地元の方の参加と、雇用ということになっております。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 土地の利用について、旧会見町時代から一度要望があったから、どうもそれが先だったというふうにお伺いしたんですけども、それは間違いはないのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。要望があった会見町時代からというのはちょっと意味合いが違うんですが、いずれにしても地域の活性化でということで、以前に要望といいますか、そういう動きがあったことは事実でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 済みません、ちょっと今、資料が見当たらないんですけども、現在、残土処分場、鳥取県内で使われているところが、東伯郡、それから河原町、この2つだけが今、稼働しているはずでして、片方の事業所はたしか29年か何かで満杯になる予定になっております。これ多分、もう少し早いうちから稼働がなくなるというのがわかっていて、それで多分鳥取県のほうが探していたんじゃないかと思うんですけども、そのあたりいかがなんでしょうか。

地元から出てきた要望書は、26年でしたか、あれがあるんですけども、県のほうからの要望が先になっていたんじゃないだろうかとちょっと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ということはないと思います。残土処分場ございまして、鳥取技術センターが運営する残土処分場としては何か所かあるんでしょう。西部の中で今、処分場がなくて、二部ですか、今、二部に全て米子市内等の残土処分も運んでいると思います。

そういった中で、181号バイパスであったり、議員も御存じのとおり、今、法勝寺川の青木の河床掘削、それから、これからそれに附帯しまして県管理の河川の小松谷川の河床整理が入ってまいります。これからの残土処分が、良質な河川の砂を中心にしながら残土が出てくるという中で、処分場がないということが一番大きな課題でございまして、南部町に前回やったように、ミトロキでやったような処分計画はもうされませんかという話はございましたけれども、それを前後して、これはいいチャンスだというように、何というんですか、今の要望と前後してそのようなことではありません。今の地元からの要望を踏まえながら、何が一番いいのかということも鳥取県や国土交通省等と話していく間に、やはりこの事業が一番いいじゃないかというぐあいに考えて今進めているところでございます。建設技術センターは、三鴨議員も私も、それから多分仲田議員等、多くのここにおられる皆さんも研修だとか、そういうところで使う非常に公的な機関でございますので、事業主体としては非常に安心できる相手だと、このように思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 済みません、先ほど青木のところの、あそこの河川の土という意味合いなんではないでしょうか。もし河川のほうの土ということになりますと、管理では木くずも入ってはならないとかというふうになっているんですけども、河川の場合、砂だけではないと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。河川の土等は、当然水分も多く含んでおりますので、そのまま入れることはございませぬし、今言われましたように木くず等の問題もございまして、ふるいにかけるような処理をしながら搬入をするということになっております。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） この残土処分場問題につきましては、選挙期間中の前に挨拶回り

をしていたときに話を聞いた問題です。あくまでも先ほども言いましたように、旧会見町時代に産業廃棄物処分場があった、これの一番最初の説明会の部分が余りにもいいというふうなだけの説明で、実際ふたあけてみたらとんでもないことになってた、これが今、地元の人々のトラウマでもないですけども、その部分になって、今回残土処分場について反対している、もしくは賛成できないという部分がほとんどです。ぜひこれから先、もう少し説明会をしていただきたいと思います。

それにつきまして、全員協議会の場で、町からの説明ではなくて、県と、それから今回ここにあります技術センターのほうからも来て説明会を行うという、この話、前向きに検討するというふうになっておりましたが、これはどうなっておりますでしょうか。

それと、あと2回目の説明会が流れています部落ですけども、これ2回目の説明会はいつぐらいになっておりますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。鳥取県や技術センターの説明を地元のほうが望んでいるということでありましたら、これは用意させます、そのようにいたします。そういうことで、地元が望んでいるということですか。

○議員（1番 加藤 学君） いや、議会にです。

○町長（陶山 清孝君） 議会にですか。

○議員（1番 加藤 学君） 全員協議会……。いいですか。

○町長（陶山 清孝君） マイク使われて、全員協議会でと。

○議員（1番 加藤 学君） 全員協議会の場で町のほうからだけ説明会があったんだけど、その場で町のほうの説明だけで帰っていいですか、県と、それから技術センターのほうも来て一緒に説明したらどうですかということを言ったら、そしたら議長のほうから、前向きに検討しますというふうになって、それでとまっているんです。

○議長（秦 伊知郎君） 前向きに検討します。

○町長（陶山 清孝君） 私は地元のことだというぐあいに思いました。申しわけありません、議会の内容であれしましたら、やらさせます。

○議長（秦 伊知郎君） 議長として、前向きに検討いたします。全協でしてくれということですので、議会です。

加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 済みません、それで結局2回目の説明会が流れている分、あれは

いつになるんでしょうか、決まっておるようでしたら。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。2回目の予定は、1月を予定をしております。まだ集落のほうからはっきりとは回答といいますか、調整はできておりませんので、今、1月で調整中です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） ぜひ残土処分場の問題については、地元の納得いくように説明をしていただきたいと思います。

それと、あとこれも一つ聞いておきたいんですが、1回目の説明会があったときに、現在、産業廃棄物処分場の水質検査はどうなっているんだという質問が出たので、ということで2回目の説明会のときに、そのとき水分検査の表示の紙が1枚渡されてそれっきりになっているんですけども、あの水質検査の資料ですけれども、あれはいつ、どういった形で調べたものの表になっているんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。今、議員言われるのは、A3の用紙ですね。

○議員（1番 加藤 学君） はい。

○建設課長（芝田 卓巳君） これは旧三徳開発さんの産業廃棄物問題が起きてから、地元との話、そのときに買い取った後の話として水質検査を実施するというようになっておりましたものに基づいて、保健所さんと町とで実施をしたものであります。

この資料については、該当集落のほうまで届けてなかったこともありますので、今度の1月の説明会のときに皆さんにお配りをして、説明をさせていただく予定にしております。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 済みません、ちょっと先ほどの資料は、わかる範囲だけで結構ですので、採取方法と検査方法が若干でもわかれば結構ですので、答えられる範囲でもし答えられれば、お願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 答えられますか。

建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長ですけど、採取の場所についてはわかるんですが、その後の問題につきましてはちょっとわかりかねますので、申しわけありません、答えられません。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 最後のT P P問題、先ほど町長のほうから大体の説明は受けたんですけれども、陶山町長個人としては、今回、T P P問題について国が批准しておりますけれども、これに関して最終的にはどういうお考えでしょうか。簡単に言うと賛成するのかもしれないのかということになるんですが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。既に国の中で進んでいるものに対しての町長の立場としましては、これまでも今議会、この議会を通じまして、くれぐれもその影響が現在ある農業や他の産業等に及ぼす影響を十分加味しなさいと、してくださいということを、南部町だけではなくて、全国町村会を通じて声を届けるということをしていくしかないというぐあいには思っています、機会がある限りそのように申し上げていきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） ありがとうございます。以上で終わらせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で1番、加藤学君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとります。再開は2時40分からにします。

午後2時21分休憩

午後2時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

続いて、10番、細田元教君の質問を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 10番の細田です。議長から一般質問のお許しをいただきましたので、最後の質問をさせていただきます。

質問事項は1つですが、今まで同僚議員がこれに伴う一般質問を何人かしておられます。ダブるところがあると思いますけども、それ以外で言いたいことがあったら言っていただき、前に答弁したとおりだと言われればそれまででございますけども、要は町長に就任されてから、町長は選挙しておられませんので公約というのが全然わからなかったです。今回、施政方針演説、説明がありましてある程度わかりましたが、その中で、国でも首相がかわったら、いろいろ骨太方針といいますか、大きな骨太になるような一つの方針を、その政党というか、内閣で決めます。このように陶山町長もなられたときには、そのような骨太の方針があらうと思ってお聞きしたい

と思いますが、施政方針演説の中には3つのC、コネクト、チェンジと、チャレンジか、というように、つなぐ、変える、挑戦と言われましたが、それが骨太になるのかなと見ておりましたが、それを一応町長がなられまして1期4年の間に、私はこれは絶対やりたい、そのような骨太のものがあろうと思います。

それをぜひお聞きしたいということと、その中で大きな4つを特にお聞きしたいというのが地域包括システムの構築ですが、これは地方創生絡みで、名前が変わっただけで、中身は一緒です。真っ正面から見れば地方創生になるし、上から見れば地域包括ケアになるし、横から見れば一億総活躍になるような代物でございますが、これをどのようにされるのか、お聞きしたいということと、子育て支援施策ですが、今まで何人かの議員さんがこれについて質問されておられます。今回の町議選選挙、町長選挙にも回ってみましたら、やっぱり若いお父さん、お母さんにお聞きしましたら、南部町は子育て支援がすごく充実しているということをお聞きしましたし、担当課長の企画課長にお聞きしましたら、入ってこられた人がほとんど子育て世帯であるということをお聞きしました。ならば、この子育て支援をさらなる充実を図り、そういう若いお父さん、お母さん方が南部町を目指して来ていただきたい。その今までの政策以上の政策はどのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

大きな3点は、水道事業会計でございます。今、加藤議員が語る言われました。聞いておられます。今このままいけば、この水道企業会計、本当に厳しい状態になります。その中で、この公営企業会計を守るためにどのようにするのか、その前に、公共審議会をもって料金統一が図られました。その間に、そのためにすごく赤字が生まれます。それを今回に限り一般財源を入れてある程度調整しておられますが、3年後に値上げをしてでもまだ赤字なんです。けども、これをそのままそっくり一般住民世帯にこれを還付するということは、またこれも大変ですけども、それをもって赤字ならば、まだこの政策が何かならないのか、この会計を守り、値上げの幅を縮小するような政策ができないのか。

一つの私の案といたしましては、太陽光発電、確かにそこから出資していただきました。その配当金が若干入ろうと思います。けども、月大体平均600万から今、太陽光発電が売電しております。この売電の費用をこういうところに使う手はないだろうかというような提案なんですが、それについて、これは小さなイに書いてありますが、料金改定とか今後の水道事業を守るためにも、これらを活用する方法を、私の案でございますが、いかがなものかということをお聞きしたいということと思います。

大きな第4点は、教育問題でございます。教育制度が変わりまして、今議会で町長より永江教

育長が任命されました。議会が承認いたしました。このように町長と教育長という関係が今までと違ってまいりました。これに対する町長の教育に対する熱意は、施政方針の中に入る述べておられますけども、やっぱりいろんな議員の質問をお聞きしました中でも、教育には力を入れているように、入れられているように感じました。これについての方針を一つ伺いたいと思います。

最後には、町長も言っておられました里地里山、これを守る。これを今度どのようにして守られるのか。里地里山というのは、やっぱり田んぼと山なんですね。今、大変厳しい状態になっておりますが、これをどのようにして守って、南部町の里地里山を守られるのか、そういうことを中身についてお聞きしたいと思います。

以上は壇上からでございますが、あと質問席からのお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、細田議員の御質問にお答えしてまいります。

町長公約について、町包括システムの構築どのようになさるのかということから、御答弁申し上げたいと思います。仕組みをつくらなければならないシステムは大きく4つあります。1つは在宅医療推進のための医療と介護の連携の仕組みです。在宅で医療を進めていくには、専門職の連携が必要です。先日、柏市役所の地域医療推進室の行政の方を講師に、柏市において多職種連携で在宅医療に取り組まれたお話、柏プロジェクトについて講演を聞く機会がございましたが、多職種連携研修と、顔の見える関係会議を柱とした多職種連携の土台づくりをしっかりと支えておられました。柏市とは規模も地域の資源も違いますが、同じように多職種連携の土台づくりに取り組んでいくことはとても重要でございます。南部町でも職場レベルでのこうした顔が見える関係づくりの会を定例化し、医療職・介護職・行政職同士のもっと共感を積み上げていきたいと思っています。

2つ目は、認知症対策です。地域包括ケアシステムの構築において、認知症は取り組むべき最重要疾患です。私は、まず認知症というものを正しく理解することだと思います。認知症は今や誰もがなり得る疾患と言えるものの、住民の多くがまだ誰もがなり得る病気と捉える当事者の視点に至っていない現状があると思います。そしてこのことが正しいケアや早期の相談、受診、安心できる外出等を妨げている要因になっていることも考えられます。

先日、南さいはく地域振興協議会と一緒に認知症SOSネットワーク訓練を実施しました。昨年度の東西町地区での実施に続いて、2回目です。訓練後には、警察、防災監も参加して反省会を行い、住民の皆さん、町や警察などによる情報提供や搜索の仕組みづくりの中では、手おくれ

になる前に異変を察知できる地域の目が不可欠であるという御議論がありました。こうした振興協議会単位の訓練への支援は引き続き取り組んでいき、住民の皆さんが認知症について理解を深め、自主的にコミュニティーの中で見守り体制を工夫していただける動きにつなげていきたいと考えています。

認知症の予防につきましては、介護予防教室に取り組んでいますが、1月からは西伯病院で認知症予防プログラムが開催されます。町の認知症施策ではカバーし切れない認知症の予備軍、軽度認知障がいと呼ぶそうでございますが、これに対しまして西伯病院の専門員、理学療法士さんらによって医学的にアプローチしていただくものでございます。終了後は、事業評価をしていただき、さらに認知症施策の拡充に生かしていきたいと思ひ、今後の課題としては、認知症サポーターの活躍の場が必要だと考えています。

認知症サポーター養成講座を開いてサポーターを養成していますが、地域で暮らす認知症の方やその家族を支えるための活動に直接結びつけられていません。認知症がごくありふれた病気になりつつある中で、認知症サポーターの活用は必須で、今後は認知症サポーターの支援の輪を広げていく取り組みを進めていきたいと思ひます。

3つ目は、健康づくりです。各種健康教室などを積極的に実施してきておりますが、働き盛り層の参加が少ないこともありますし、やはり個人による生活習慣病改善の取り組みは限界があります。そこで、この11月からコツチャレなんぶという大運動キャンペーンを始めています。3キロ減量を達成できた参加者には町から表彰を行うなどですが、この運動はこれからも住民の皆さんと一緒に育て、魅力的な運動にしていきたいと思ひます。身体的健康はもちろんですが、住民の精神的な健康、社会的健康を守っていかなければなりません。御存じのように町の保健室を誕生させました。こちらも引き続き充実させていきたいと思ひます。

もう一つは、統合医療です。11月から、外部から資格者を招き、ヨーガ療法教室、エネルギー療法教室といった取り組みを始めています。現在たくさんの方に体験していただいておりますが、こうした取り組みを今後も拡充しながら、統合医療の町南部町モデルとして、健康増進効果と医療費の削減効果という観点で研究していただくために、統合医療に係る有識者の方にフィールドを提供したいと考えています。

4つ目は、介護予防・自立支援の仕組みづくりです。現在、介護予防に資する住民主体の集まりをふやそうと後押しをしています。週1回集まって必ず運動を取り入れていただくという条件だけで活動費の補助を行っていますが、現在、法勝寺地区、円山で、こうした住民主体のにぎやかな集まりが誕生しています。今後も住民の日常生活そのものが介護予防つながっていくような

地域づくりを全地域に広げていきたいと思えます。

質問の2つ目の子育て支援策のさらなる拡充を求めているが、具体策を伺いたいということについてお答えいたします。

今後は、ゼロ歳から18歳までを見通した切れ目のない支援の仕組み、積極的に参加のできない方へのフォローが重要であると考えています。子育て支援の拠点となる子育て包括支援センターの機能の充実はもとより、妊娠から子育ての中の支援が当事者にとって本当に切れ目がないか、担当課を超えた福祉と教育の関係部署の連携をより密度の濃いものにしていかなければならないと考えています。

また、福祉と教育の連携により、子育て中の保護者の方の学び、相談、仲間づくりの場づくりを充実してきましたが、今後は積極的に参画される方にはリーダー的な存在になっていただけるよう応援を続けること、子育て応援ポイント等のきっかけがあれば頑張る参加しようという方には、参加の動機づけの支援を継続していくことが重要であると考えています。

次に、水道事業会計を今後どのように運営されるか、伺いたいという御質問でございますが、水道事業は、町民の皆さんの生活の基盤であり、社会経済活動を維持するために欠かせないものであることは言うまでもありません。したがって、水道事業が最優先して考えなければならないことは、事業を将来にわたり継続し、維持していくことだと考えています。その経営の基盤はいつの時代でも料金収入であることは御理解いただけると思えます。しかしながら、経営の改善方策として、収入面では他の財源の確保も検討する必要があると考えています。今年度水道事業は、環境対策の取り組みとして南部だんだんエナジーに出資を行っておりますが、出資を行い、環境への取り組みを推進するにとどめず、その出資に対する配当を水道事業に還元することを期待しています。今後も収入における財源確保の方策を検討してまいります。

さらに支出面では、動力費や薬品費の節減につなげるために、昨年度完成した水道施設のより効率的な運用を図ってまいります。また、建設改良の財源としての新規起債を抑制するために、事業の年次的な改良計画を立ててまいります。料金の見直しのほかには、経費の節減、事業の効率化を徹底し、経営の安定化・健全化を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、料金改定されるが、基本的な考え方を問うという御質問ですが、前の質問で申し上げましたが、水道事業を経営していく上での最優先に考えなければならないのは、施設やその運営など今の水道事業を次の世代に継承していく、つなぐということだと考えます。言うまでもなく、水道料金が財政の基盤です。しかし、南部町の水道料金は、合併から12年が経過した現在においても、旧町の料金表を運用されており、そのことが料金の見直しをより困難にさせておりまし

た。

公共料金審議会の答申では、まずは町民の皆様が一体となり、料金の検討を行うことができるよう、その土台づくりとして料金統一が最優先であると示しています。そして次に、統一による料金収入の減少という課題を、将来の事業を担う世代に先送りしないよう、財政収支の見通しをできる範囲内で段階的な料金改定を求めています。

水道事業を取り巻く環境は、時代とともに変化し、さまざまな要因が事業の経営に影響を及ぼします。しかし、どのような状況にあっても、水道事業の財政基盤はあくまでも料金収入でございいます。財源を他に頼り続けるような経営では、将来の世代に事業を継承していくことはできません。このことを十分に考慮し、料金改定を検討しておりますので、どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

次に、南部町の教育について、今後の方針を伺うということです。

次に、本町教育の今後の方針についてお尋ねであります。具体的な方針や施策につきましては教育委員会に委ねることとしまして、御質問の趣旨を踏まえ、幾つかの点についてお答えさせていただきます。

まず、昨年4月1日付で施行となりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正への対応であります。改正の狙いは、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築や、首長と連携強化が意図されたものと認識いたしております。

この中で、さきの臨時議会でも幾つかお尋ねのありました、町長と教育長、町長と教育委員会との関係がどう変わるのかとの御心配があるのではないかと考えています。つまり町長が教育長を任命することによって、教育の政治的中立性や継続性、安定性が危惧されるのではないかとということです。この点については、改正議論の中でもさまざまな角度から熟議されたと承知しております。最終的には、レーマン・コントロールを重視した合議制の教育委員会制度が引き継がれていきますので、町長の意図だけで教育行政が展開されるようなことは制度上あり得ませんし、私自身もこれまでどおり、教育委員会制度を尊重してまいりたいと考えております。

2点目の要旨は、教育協働みらい会議、いわゆる総合教育会議の設置と教育大綱の策定についてであります。本町では、法改正以前より、定期的に教育委員会の皆さんと意見交換の場はありましたし、教育長との意思疎通も図られていましたので、私もこれまでどおりの関係性を大切にまいります。教育協働みらい会議の主催者は町長でありますので、私なりの教育への思いや期待について、本会議を通じて教育長、教育委員にしっかりと伝えながら、皆様に御期待いただける教育行政でありますよう支えてまいりたいと考えております。

教育大綱につきましては、前町長の残任期間を見据え、教育委員会が定めております教育振興基本計画をもって当てることとしていましたが、当該計画も来年度末までの計画でありますので、新年度には新たな教育大綱を策定したいと考えています。

大綱の策定とも関連すると思いますが、教育への期待という観点から少しお話をさせていただきます。私は5つの挑戦と銘打って施策の方向性をお示ししました。特に第2の挑戦、子供が生き生き育つ環境と人材育成については、教育への期待は大であります。全ての子供たちがみずからの可能性を開き、成長するための学びや育ちの環境をハード、ソフトの両面から充実させてまいりたいと考えております。約60年ぶりに改正された教育基本法の改正要旨をしっかりと受けとめながら、地方創生に果たす教育の役割を踏まえ、子供たちの未来や住民の心豊かな暮らしに資する積極果敢な教育行政の展開を期待するものであります。

教育委員会では、昨年度より日本教育行政学会関係者と研究協定を締結し、大学の知を利用した子供たちの学習環境の調査を進めていただいております。こうした大学との連携、協力も地方の教育行政では、その責任を果たしていくために新たに求められている方向性ではないかと思っています。教育委員会制度の改正要旨を尊重しながら、教育委員会としっかりタッグを組んで未来を開く南部町教育実現のために協働してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、里地里山についてでございます。昨年12月に環境省は、生物多様性保全上重要な里地里山500カ所を選定しました。南部町もこのうちに入っているのですが、特筆すべきは町の全域が指定になっていることであり、西日本の中では唯一の全町指定となっております。このたびの指定は、地方創生のさまざまな施策を行う我が町にとって、大きな追い風となることと思います。本年は7月1日、2日と、第49回全国ホテル研究会よなご大会が南部町も分科会場の一つとして開催され、北海道から沖縄まで延べ60人が本町を訪れ、来年度10月には、第14回日本オオサンショウウオの会南部町大会2017が計画され、約200人の方々が本町を訪れることとなります。これらの全国大会に花を添えるばかりではなく、ここに暮らす町民の皆様には大きな自信と誇りをもたらしてくれると思います。希少動植物の生存条件が満たされた里地里山の自然環境は、人間と希少動植物が共存共栄しているほほ笑ましい姿やエコの時代にも重なって、優しく穏やかな人々の営みを連想させ、南部町のイメージにぴったりだと思います。

また、NPO法人なんぶ里山デザイン機構では、南部町の自然などをテーマに里山デザイン大学として講座を開設し、広く町内外へアピールし、好評を得ています。このような取り組みを通じて、観光や移住定住などにも他の自治体とは一味違った戦略が打ち出せるものと考えています。

里地里山の保全に目を転じますと、中山間地域の人口流出や高齢化等により、農地や山林の利用が低下し、人の手が入らなくなった里地里山がふえ、その結果資源の循環が少なくなってきました。同時に里地里山特有の生物多様性の劣化が顕著になるとともに、地域の暮らしの知恵や文化の伝承が途絶え始め、里地里山が従来果たしてきた役割が低下することにより、自然の恵みを得る機会も失われつつあります。里地里山の崩壊が中山間地域の活力低下を招き、さらに崩壊が進むという負の連鎖により、里地里山によって広い範囲にもたらされてきた安全で豊かな暮らしの基盤が脅かされるという懸念も増大しています。

このような状況の中で、現在、本町では、中山間地直接支払いや多面的機能支払い、農地のり面の草刈り、水路の泥上げや、水路・農道の補修作業に取り組む集落や組織を支援しています。また、新規就農者や新規営農法人、集落営農組織の支援体制も充実させるとともに、中山間地域の果樹振興組織を支援してまいります。

加えて、新規作物の導入、特産加工品の開発を行い、農産物の地域内での流通の仕組みを構築し、販路の拡大を図りたいと考えます。山林を守る取り組みとしては、ミトロキ町有林などを利用して、まきストーブ利用者を中心とした活動組織の結成に向け調整を図っているところです。そうした活動組織でまきの供給事業など森林資源を生かした仕事や、中山間地域での雇用が創出できたらと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） るる説明いただきましたが、再質問は、町長の施政方針の説明資料の中から具体的に私のわからないところをお聞きして、その方針に沿って各課長にお伺い申し上げたいと思います。

一つは、その前に、町長は3つの理念と5つの挑戦と言われまして、書いてありますが、これについてどなたの議員の質問か忘れちゃったけども、1年目は前町長の今のペースを引き継ぐ、2年目、3年目で変化させる、4年目で成果を出すと言われましたが、具体的には1年目はどのような事業を引き継がれ、2年、3年で変化させるのはどのようなものか、それに伴って成果を出すというのはどのようなことを出されるのか、伺いたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。4年間の中でのタイムスケジュールとして、今、ほら変えというような話にはならないわけです。それは今、既に21年半、坂本町長がしっかりとこの地域に根づいた政策を走らせています。とまることを許されないわけで、ここで違った新たなものを突然今走っているものに乗せると、または方向転換させると、下手をするとスピン

をしてしまうようなことがあってはならないと、そういう意味合いでございます。

まずは、今あるサービス、例えば子育て支援事業等についても検討はいたします。効果検証もいたしますが、できるだけ大きな影響はないように、話が違っちょうなというような大きな影響はないようにできるだけしたいと思います。現金給付というものが、かなりのものがあります。お約束の3年間で今、見直さなくてはなりません。現実的にはゼロベースからもう一遍検討いたしますが、私もこうやって町長で今立ったところで、じゃあこれを、この現金給付をほかの方向に変えるということは、今、町内に子育て支援している方に大きな影響があるだろうということもありまして、こういうことも変えられません。

それから、振興協議会との関係にしても、新たな関係をここで築くと、こういうことも今すぐにはできないと思います。こういうことをじっくりもう一度検証しながら、例えば振興協議会であれば、もう少し行政が振興協議会に出向き、振興協議会はあくまでも自治の場だというぐあいにはうたってありますので、皆さんがその場に参加して、テーブルと一緒につきながら、本当にその地域の課題を、行政も含めながら課題解決の道を探っていくという作業が、少し行政のほうも足りなかったのではないかという反省にのっって、もう少し出向いていく行政になればどうかというぐあいにも思っているところです。

漠然とした回答になりましたが、そういうことをまずは変えながら、今後変化から、さらには新たなものを生み出すという作業につなげていきたいというぐあいに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） ということは、今までどおり、子育て支援に物すごい充実している今の検証しながら継続して、2年、3年になったらこれについてチェックをかけて、チェンジをするとか、いろいろやるというように捉えていいですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。できるだけ大きな変化は、この新年度予算の中で変化をさせないでおきたい。そこに全く変化はないようでは、この何というですか、進歩、進捗がありませんので、各担当課とも調整しながら、もう少しこういうところが足りないんじゃないかというようなものを検討課題に上げていきたいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） その言葉をお聞きしまして、当初予算にぜひとも還元していただきたいのは、確かに南部町、いろんな若い人がたしか10世帯、20世帯だったかな、来ておられる。その中はほとんど子育て家族だということをお聞きしました。なぜならば、子育て支援が

充実しているからということなんです。

その中でちょっとぜひとも、これは教育委員会のことですが、子育て関係なんですね。町民生活にもかかわると思いますが、今、同僚議員がいろんな面で免除してほしいと、子育て家庭の家族が大変子育てにはお金がかかるので、例えば教材費の免除とか給食費の免除というような提案がなされまして、ちょっと今そういう時期じゃないと。教育長は、トータル的に考えると言われました。そのトータル的に考えるという中をお聞きしますが、私のぜひとも検討していただきたいのは、給食費は食事ですので、これは払わないけんのは事実です、当然です。で、保育園には1人、2人、3人入れば減免がありますね、今もありますね。ならば、そのように保育園には給食費の減免あるんですか。

それと同じように、保育園には2人か3人の子供が入れば、それに対して割引があるんですね。のように、給食費もこれにとって全部免除せえとまでは僕は言いませんけども、例えば一月二、三千円かかるのが、3人おったら6,000円、7,000円になる。保育園のときには保育料が減免になっておるのに、食べるのは一緒だからそれでいいかもしれませんけど、こういうところに一步前進して、2人目から、3人目から減免措置というのは私はあっていいような気がしますけども、教育長はトータル的に考えれば何とかというような答弁を聞きました。こういうことがそのトータル的な中に入っているかどうか、できたらこれを新年度予算でもしてもらえば、外から来られる子育て家族の方がもっと喜ばれるんじゃないかなと思いますけども、給食料の滞納等が少なくなるような気がしますけども、これはいかがでしょうか。

これは町長とも、またちょっと考えも聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 永江でございます。トータル的にと言いましたのが、教材費や給食費ばかりでなくてさまざまな、この間実は塾にかかわる経費等についても実は調べをしたりしております。さまざま子供を大きくするためには経費もかかってまいりますので、そのあたりを広く見ながら、どのあたりのところを行政が応援させていただくことが適切なのかというところを考えたいという意味であります。

それから、給食費のお話をいただきました。実は、細田議員さんと給食費については、一切これまで私の記憶では意見交換をした記憶が実は全くありませんが、実は同様のことを今、職員のほうに指示をしております。といいますのは、お父さんとお母ちゃんの間で子供が生まれてくるわけで、お二人だと、二人が二人に命をつなぐということになると思いますけども、3人目ということになりますと人口がふえるということにもなります。

それから、現在、給食費がお二人の子供さんをお預かりをしますと、8,000円から9,000円ぐらいかな、9,000円弱ぐらいの給食費ということになろうと思いますけども、3人ということになりますと月1万円を超えざるを得ないというようなところもあって、何とか、この予算の範囲ということが当然については回りますけれども、何とか3人目の子供さんのあたりを応援をさせていただくとええなということ、実は事務局の中でも議論をしているところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） そのように、子育て家族で子供さんが産み育てやすくするようになれば、そのような手だてが町ができることはしていただきたいと。これで教育委員会としては、学校の給食費等で、きょうだいさんがたくさんおられるにはそのような減免でも考えないけんというような今、答弁をいただきましたが、これと同じように、保育園も一緒なんですね。保育園、また学童保育等で給食費、ああ、給食費はないんだ、ああいうのにも全部連動するんですけども、これらのことを子育て支援についてもそのような連動がぜひともしていただきたいと思っておりますけども、これは誰に言ったらいい、町長に言ったらいいわな、やっぱり。子育てに力入れると言われましたので、どうぞ。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まずは、どのぐらいの財源規模が要るのかということですね。先日お会いした子育てを、子供さんがたくさんおられる方で、3人過ぎたらもう関係ないでしょうなんて話をしましたら、いや、陶山さん、4人目からが一番えらかったと言われました。何でえらいのかということは自分もようわからんけども、生活実態として4人目からは非常に大変だったと。今言われましたように、給食費などでも、4人おられれば、それはそれをまた現金支出もかなりのものだろうなと思えます。

今、現金給付という子育て支援が何点かございます。これを今後本当に続けていくのかどうかも含めながら、今、1億円近くを子育て支援にかけていると思えます。そのもののこのバランス、それからあれもこれもお金に関係するもので、本当に子供たちの支援になり得るのかどうか、私は先ほども教育にお金は使うと言ったのは、次世代に豊かな教育の機会を与えなくちゃいけない。お父さん、お母さんもいいんですよ、もちろんそのためにお父さん、お母さんも大事でしょうけれども、南部町で育った子供たちが、その教育環境できちんと教育が受けられるということがまず第一義だというぐあいに思っています。お金に関することでございますので、トータルで教育委員会等とも相談しながら、やれるかやれないかということまで検討していきたいと思っていま

す。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） この件は、ぜひとも検討していただきたいと思います。

昔から過去の先例では、米百俵ということわざもあるように、やっぱり米百俵を自分たちで食べるのか、教育のほうに、そういうところを子供さんのほうにつき込んでその子供たちを健全に育てるかという、やっぱり私は南部町の、これは町長の大きな基本方針にもなるんじゃないかなと思う。教育のまちづくり、福祉のまちづくりの中でも、2年目、3年目のチェンジのときでも考えてもらいいですけども、ぜひともこれをやっていただきたいと思います。

それで、もとに戻りまして地域包括ケア、地方創生絡みでも、地方創生及び地域包括って、一つのまちづくりなんです、これ。国が言っているのを利用して、まちづくりをするということなんです。その中で、町長は、これは担当課からの受け売りで全部言われたようですけども、在宅医療にシフトして多職種連携とか、医療と福祉の連携、みんなどっこも同じことを言っております。なお、我が町ではどうなのかと。我が町は西伯病院がございまして。西伯病院の隣にすこやかがありますし、社協もございまして。これらの連携が今どようになされているのかというのを、町長、今、現実知っておられますかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私がここにいる前の病院におったときに、そういうものを見たぐらいなこととして、実際にその実務の実態はわかりません。

ただ、感覚として持っていますのは、医療と、ドクターを頂点にしながら看護師さん、それから保健師さん、介護職、ケアマネジャー等が共通してお互いにそうだよなという言葉がないというぐあいには思っています。一方的に、医者は医者で、看護師は看護師の立場で、介護士は介護士の立場でその人たちを見るだけけれども、トータルに、全人的にそのされる側の立場に立った包括ケアというんですか、それこそ人間を中心にした包括ケアが足りないんじゃないかなと思います。人の体があって、心があって、その中心に魂があるというのであれば、私はその包括ケアというのは、そのおじいちゃん、おばあちゃんであり、元気な人であり、その魂を大事にするような全人的な医療・介護というものがこれから求められるんだろうというぐあいには思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 全くそのとおりでございますが、ならばどこがイニシアチブをとって、リードしてそれらを束ねるのが一番ベターだと思いますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これは非常に難しいところで、本来であれば医療が中心になるというのが正解ではないかなと思いますが、残念ながら医療も非常に今、医療費が上がるということで今、西伯病院言っていますけれども、経営が非常に大変です。医療のシステムがいまだ何というんですかね、ちょっと考え方が間違っていればおわびしなくちゃいけませんけれども、30年、40年前の50歳代、60歳代の医療というんですか、そういう人たちを医療をすることによって元気にして帰っていく医療がそこにはあったと思います。しかし、私も病院に行って初めて知ったんですけれども、そこに来られる方は若くて70代、ちょっと年をお召しになっておられましたら80代、90代でございます。そうしますと、当然そこにやる医療やその考え方をやっぱり変えていかなきゃいけないなと思うわけです。

大井玄さんという、みとり医療の方が書かれた「人間の往生」という本をこの前もちょっと読みましたけれども、近年、死体が、青白い死体がふえていると。本来の往生の在宅でみとった死体、お亡くなりになった体というのは、もう少し枯れ木が細るように薄茶色のそういうものが、ぶよぶよの少し要らんもんまで体の中に投下されたような、そういう遺体がふえてきたということを書いておられます。

町内に住んでおられる皆さんがぜひ大往生していただく、そういうことがきっといい生き方、いい介護、いい医療、こういうことに結びつくのではないかと思います。ですから、極端な話をすれば、いい死に方をするための介護・医療、そういうものをトータルで考えていって、支えていくというものが求められているんじゃないかなというぐあいに思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 全くそのとおりだと私は思いますが、先進地の地域包括ケアシステム、地方創生絡みの、そういうところをお聞きしましたならば、やっぱり医師会中心のところがずば抜けているんですね。やっぱりお医者さんが本気になって、まず患者さんを見、地域を見、家族を見ながら、そこでいろんなことを見たら、やっぱりお医者さんが言うとな、うまく回るみたいですね。これが私たちの普通の人が言うと、おまえ何言っちょうだということになっちゃうんですけど、これは町長にぜひともお願いせないけん。町長は、今までは病院におられたのは事務部長でしたね。今度は開設者の町長でございますので、ぜひとも毎月1回でもお医者さん方と懇談されながら、何だかんだ言っただって町立病院で国保直診の病院でございまして、ならばやっぱり最後にはバックに医療がついてるとどんと構えて、訪問看護や、また福祉や、そういうところに指図できるようなシステムをぜひつくっていただきたいと思っております。

それはここに部長がおりますけども、部長がやるって、お医者さんが何言っとうだと言われたら終わりなんです、これ。本当に厳しい状況です。これはやっぱり開設者として、大変かもしれませんけども、月に1回ぐらいは行かれてお医者さんとの懇談をされ、少しずつでもいいでするので変えていただきたいのをお願いいたします。

それと、あと子育て支援については言いましたね。

水道の関係は、町長の施政方針のこの資料を見ても、水道事業を云々ということは書いてないんです。1行さらっとね、書いてあったんですよ。だけど、今度の、これからの水道事業、また下水とも、何も上下水も一緒ですけども、こんなに人口減少の中で、水道管とか、この維持管理して、また東西町と円山団地がこの南部町で一番古い管なんです。これを布設がえというのはまた何億とかかる事業を、これを計画的にやらにゃいけん時期が来ているんです。

これをね、利用料だけでやれといたら、それは大変なことになります。私がその壇上で言いました、せっかく太陽光の発電のこの会計が、毎月、毎日か、大体平均600万、800万出ているんですよ。これをね、企画課長にちょっとお聞きしたいんですけど、起債償還とかいろいろあると思います。たしかこれ公募債で使いましたね。公募債を返して起債償還もして、たしか10年間でこれは42円の電気料金が入っていると思いますけども、この10年間を活用しながらでも、この水道会計をきちっと守ってほしいと思いますが、それらの施策が町としてできるかどうか。今、太陽光から投資したというもう例がありますので、太陽光の自然のエネルギーを、水道というのは今度は全世帯に行きますので、別に罰は当たらんじゃないかなと私は思いますけども、この考えについては町長、どう思われますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。水道事業は、施設産業、電気や、その中でも一番大きなウエートを占めるのは減価償却と電気代金、電気料金ですね。太陽光で得たエネルギーを売ったお金を水道事業に投下するというのは、ごくごく循環としていいというぐあいに思っています。ただ、すぐすぐにはそれだけの原資が、まだお金も返していかなくちゃいけない段階でございますので、すぐすぐには生まれませんけれども、これから先々の長いスパンでもう少し考えた場合には、住民の皆さんの御理解も得やすいのではないかなと、一つとして。

ただ、他にも下水道をどうするのかだとか、それから町道、末端のお宅がなくなれば、そのこの集落がなければ、町道認定を廃止して、そのこの道路、橋梁についてもこれから町は維持管理しないと、こういう具体的なこともこれから出てくるわけです。その中でも、ここの橋梁やこの道路は守らなくちゃいけない、生活に大事に守らなくちゃいけない。またはきのうも出ていました、

公共交通、循環バス、これも既にきのうも運転手さんとお話ししましたが、もういつ壊れるかわからない状態になっています。これを次にどうするのかというのも今の議論の大事な点だろうと思います。

いろんな多様な点で、今ある生活の基盤になるものが老朽化し、それを支えていけなくちゃいけません。この議会を通じながらいろいろ御相談しなくちゃいけませんけれども、太陽光を利用して水道料金にというのは、一つの手段としては方向としても考えられるんじゃないかなと思いますが、すぐすぐにできないということをお話しして、私の答弁とします。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 町長がそういう認識してもらっただけでもちょっとうれしいですけども、実際ね、水道会計を守ろうと思えば、今度、東西町とか円山団地等の一番古い水道管を布設がえといたら、何億とかかる。これを水道料金で賄えといたら、ほんなら起債をせえて、今でも基金ありませんね。こういうときにね、そういうのを使いながら、水道というのは全町民がやっぱり恩恵こうむりますので、これはぜひとも検討していただきたいことをお願いしたいと思います。

それと、あとは南部町の教育についてでございますが、ただ、言われました。これについては……。あっ、もう一つ聞かにゃいけなかった、子育てです。子育てでね、町長がちょっとおもしろいことを言っちゃったんだがんな、この中に。初めて聞いた言葉だったんですけどね、子育て支援の中で、何だったかな、在宅育児世帯の支援って制度も検討しますって言われたんですよ。在宅育児世帯というのは、保育園に入れない人とか、そういうのをイメージしたんですけども、具体的にはこれをどのようなことを言っておられますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今、議員がおっしゃられたとおり、保育園に子供さんを預けてお仕事に出る、それも選択でしょうし、自分が自分の子供を在宅で育てていきたい、こういう方もおられるわけです。自宅で保育園に出さずに自分で子育てする、これも両方とも子育てなわけです、南部町の子育て。ただ、保育園に行かせているお子さんには潤沢な今、支援がありますけれども、自分が自宅で、仕事をやめてでも、少々つらくてもやっぱり自宅で子供を育てたいというのも、こうやっておられる方もおられますんで、そういう方に対しての支援というのは考えられないかということを検討したいなと思っているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） ちょっとほんなら具体的にもう一つ、担当課にお聞きします。今、

そのような人が南部町でおられますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。今、保育園に出ているのが大体約380名いらっしゃいます。それ以外の方で在宅でいらっしゃるというのも聞いておまして、実際に保育園のほうに入れなくて、在宅のほうで育児をなさるといの方もいらっしゃる聞いております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） いや、それはわかるよ。保育園に、この在宅を守るといのは、保育園に入れない、枠がいっぱいで。だけど、南部町は待機児童がないとは聞いてましたけどね、実際はあるんだ。だけん、そういうところには守りたいといのはわかるんだけど、自分の都合で、私は保育園入れないで自分が守る、生活に余裕のある人はそれでいいと思いますけど、保育園に預ける人、幼稚園に預ける人、ほとんどの方がお父さん、お母さん働いておられます。働かんだったら自分で子供を育てています。そのようなことが南部町におられるのかなと、ええ家庭がおられるなと理解しましたが、そういう人ばかりなら南部町もうちょっと税金がふえるし、国保財政でも減免世帯が少ないじゃないかなと思ってはいますけれども、ほんなら町長、そういう考えですね。例えば、保育園に入れなかった人たちを守るといような制度で考えていいですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 少し違うような、合っているような。そういうことをすれば、あえて6カ月の子供さんを保育園に預けることによって、3対1ですか、そういうところで保育士もいないって大騒ぎをしながら6カ月保育にするのではなくて、じゃあそれだけの支援があるんだったら、してくれるのであれば、保育園に行かせるよりも、じゃあ在宅で、自宅で育児休業をとって面倒を見るかなとい、こういう方も多分おられると思います。また、そういうことで支援を受けられない方もおられるんじゃないかと。保育園には支援をして、在宅でそういう方には支援をしないといところに少し不公平感があるんじゃないかなといぐあいな思いから、そういうことを言ったところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） わかりました。ぜひともこれは新しい取り組みだと思います。そういう方をぜひともつくっていただきたいと思います。

最後ではないですけど、ちょっと飛んで、里地里山でございますが、町長は、要はその田んぼ

のあぜ刈ったり云々して緑を守ると、これも大変な作業なんですね。やっぱり田んぼとか林業を守るというのは、田んぼだったらお米、畑で果実なら果実ね。これらが本当にお金になって、そのつくっている人たちが笑顔になって生活ができれば、守られるんですよ。いろんな制度が国から来ています。中山間の何だか刈ったり、水路を直したり云々しても、それはそれで頑張っただけということですけども、せっかく南部町でも米をたくさんつくっておられます。会見のほうでは柿と梨とをたくさんつくっておられます。これらの方が元気で、つくっておられる方が本当にもうかって、よかって、もっとやりたいねということになればみんな守られると思いますけど、そういう施策は考えておられますでしょうか。要は、販路の問題だと思うんですけども、これらについて、今、特産品をつくって販路を考えるって軽く言われましたけど、ちょっと大変だと思いますけど、その点については担当課に聞こうか、産業課。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。なかなか難しいところなんですけども、米のほうは議員も御承知のとおり、米価が随分下がりました、なかなか作付意欲といいますか、そっちのほうで、柿も同じことでございます、要は価格に左右されますので、そこでなかなかモチベーションを持つということが難しいところが現状だというふうに思っております。で、その中で頑張っていたかなければなりませんので、いろんな施策をしております。

町のほうで今ちょっと変わったことで考えておりますのは、やっぱり米なんですけども、おいしい米をつくらないといけないなど。おいしい米をつくることによって高く売れることにもつながるんじゃないかということで、町の予算を使う段階の事業にまではなっておりませんが、ブランド米をつくろうということで、地方創生の中の戦略の一つなんですけども、ことしは鳥大との連携を図って、その中で募集をしました100戸近くの農家の方からのまず土壌を調べたり、それからことしできたお米の食味等を調べさせていただいたり、現況調査の段階を今やっているところです。そういうことで、3年先、4年先には、少しでもおいしい米をつくっていただくような手助けといいますか、支援ができないかなというふうに一つは考えております。

それからもう一つ、柿のほうは、これはきちっとした販路を持っておられまして、主に聞いておりますのは輸出だというふうに聞いておりますけども、これについても、やっぱり輸出ですので遠くに運ばなければならぬということがありますので、どうしても柿ですからだんだんに熟れてきてやわらかくなって、外国まで行ったらやわらかくなっていくということではいけませんので、やっぱりそこら辺の工夫ということで、個々包装というものを導入されましたので、またその支援をするとか、一番困っておられますのは、議員も見られたことがあると思いますけども、だ

んだんに柿畑の横のほうから横のほうからですけども、柿畑を切っておられるようなところがあります。で、そこら辺を新しい方につなげられたらなという思いがありまして、来年度からまた新規就農の方、なかなか果樹では難しいところがあるんですけども、募集をしていきたいなという。それがやっぱり今つくっておられる方の、一緒にやろうという若い人が一人でも二人でもふえてくれれば、モチベーションが上がるんじゃないかというふうに思いますので、なかなかこの名案というのがないんですけども、そういうことで少しでも農家の皆さんの支援になればというふうには考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 今、本当にいい話、担当課としては聞きました。南部町ブランド、今、東京の人へ聞きましたら、土産上げたら一番喜ばれているのはイチジクジャムでした。そのように、あるんだって、南部町には。だから南部町ブランドで、そのお米がおいしい。私が今まで食べた中でミルク一米はよかったんだけど、まだそれよりおいしい米ができた。市場をこの山陰、中国、この辺のところを持っておたらだめなんだって。やっぱり一番人間がおるのは東京だって。そこへ持っていくような販路、やろうと思えばできます。

それと、会見の柿、富有柿、何か台湾だか香港へ持って行ったら、富有柿じゃないんだってね、会見という名前で売れておるらしい。すごくおいしいんだって。これもね、東京に送りました。板持次長も送ったみたいですけど、びっくりしたって、会見の柿が大きくておいしくて。やっぱり人間が一番多いとこに持っていかんとね、もうからんだって。山陰でくるくる地域で回すのもいいかもしれんけど、お金が入ればいいでしょう。そんなんして生産している人が元気になったら、私は地方創生もね、うまくいくと思う。CCRCで人はたくさん来られたと。来なった人が、南部町は元気ないと言ったらそれこそ寂しい話ですけど、一番第1次産業でお米とかそういう野菜で頑張っている方が元気だと、ならば来た人も元気になる。南部町で一番元気にしたいのは、僕はそこなんですよ。それを自信持ってね、南部町ブランドをつくっていただきたいと。販路はね、私も頑張りますよ。バッジ外してでもやりたいぐらいです。そういうのを町長、地方創生絡みでやってもらいたいと思いますが、これは里地里山に関係する話です、これはいかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほど答弁したように、まず米であれば、集落営農をまず進めなくちゃいけないと思っています。一人一人が自分の趣味の範疇でやる農業もいいんですが、これも否定はしませんが、今この最後のチャンスだと思います。集落で農業を全体で取

りまとめる、やるということの方向をしっかりとりたいと思います。

先日、江府町が全国の米の食味コンテストでたしか6位か7位入賞をいたしました。そういう、団地でやらないとそういうことにならないんですよね、趣味でやっても。それからそこだけでは、先ほど言いましたように販路という問題もあると思います。自分が食べる分においしい米を丹精込めてやっているというのもいいんでしょうけれども、外に打って出るためには、それだけのやはり根拠がないと売れないということです。

それから、果樹につきましては、やはりやってもらわんといけません。どんどん減っていきまして、今、県に言わせると、南部町の果樹、特に柿については極めて厳しい状況になりつつあります。早いうちに後継者をつくらなければ、南部町の柿がなくなってしまうおそれもあります。たくさんつくっているようですが、やっぱり贈答用というのがだんだんふえてきましてね、せったくのかあそこの選果場の施設等が機能しなくなってしまうので、これには力を入れたいと思います。外から柿の後を継いでくれる人を引っ張ってきてでもやっていかんといけんじゃないかなと思っていますところですよ。

いろいろな方策を考えながら、南部町にある今の資源をしっかりと守っていく、次にそれをつないでいくということにも励んでいきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） もう時間ないですけども、町長のこの答弁の中、施政方針の中で、新しい新規、何だったかいな、農業の新しいことをしてやるというか、6次産業はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。6次産業は、もう絶対だと思っています。今、えぶろん等のいろいろな議論もしていただいていますし、それから南さいはくでも議論をいただいています。私はぜひともその中で6次産業、柿であっても、柿を青果として売るのであれば、本当短い期間の中で終わってしまいます。柿チップスでもいいでしょうし、柿何とかかんとかというものに加工することで、年間を通じて南部町の富有柿を打って出る。そうすれば生産量が追いつかないぐらいなことになるかもしれません。今どこもそういう6次産業化というものを努力しています。イチジクでもチョコレートでコーティングしたものが飛ぶように売れていますよね。ああいうことをさらにもう少し、外に打って出るためのパッケージであったり、そういうものを支援しながら、高付加価値のものに仕上げていくということにも努力せんといけんと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 大分話が煮詰まってきましたが、このように町長がここまで言っておりますが、企画課としては、これを具体的に1年、2年、3年、4年でどの辺までできるか検討していただきたいが、いかがですか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長でございます。町長が今言ったことを企画政策していくのが私どもの仕事だというふうに思っておりますので、できるだけその方針に従ってやっていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） さらっと言った。自分の夢ぐらい語ってほしかったですけどね。最後でございます。教育に戻りたいと思います。えらいぼうっとしておられるけん、ちょっと教育を聞いてみる。

教育制度が変わりました。今まで教育委員会、教育長の中で教育行政をしておられましたが、町長は教育について、ゼロ歳から18歳まで通じた教育と人材がいると言っておられました。南部町には高校はないけど、高校生はいるまで言っておられました。これについて教育委員会としてはどのような具体的なことを、町長が施政方針で言った中で、教育委員会はこれをどのように具体化されるか、お聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。今お尋ねの件にお答えをする前に、先ほど在宅育児の話が出ておりました。詳しいことまで私も承知をしていませんが、該当する子供さんが病弱の場合、なかなか保育園に出せないということがあろうかと思っています。それから、お世話をされるお母さん自体が少し心が不安定だったりして、子供さんをそばに置きたい、こういうようなこともあるのでないのかなと思いつつ、そのあたりの町長の思いだろかなと思いつつ聞かせていただいたところでございます。

ゼロ歳から18歳、このあたりをどう考えるのかということでございます。保育園と保・小あるいは中の連携については、これまでも何年も前から、ここはつながっていかにかいけんというところをずっと言ってきました。それなりのいろいろな取り組みをしてきたつもりであります。それをあえてゼロ歳までとか、保育園も大変早く子供さんが出られるわけでありまして。このあたりのところは町長事務局だとか教育委員会部局だとかということではなくて、可能な限り、家庭教育からの入り方もございますし、さまざまな角度でこれまでも取り組んでおりますことを、

やっぱりきちっといい線に、多少破線だったり飛んだりしておるところを修正をしながら、しっかりとした線で結んでいきたいというぐあいに思っております。

それから、高校の問題は、今、高校生サークルやっておりますけれども、単に高校生サークル、それを社会教育のグループ活動というようなレベルでなくて、私自身が今、感覚として持っておりますのは、いわゆる中学校と高校というものをもっとくっつけていかにゃいけん。このあたりのところは、県のほうもそういうようなお考えもあるように聞いていますし、そのあたりのところをしっかりと発信をしてやっていかないけんと思っています。

ことしの夏でしたでしょうか、義務教育、特に中学校の段階で、さまざまな事情によって学校に行きづらい、いわゆる不登校の子供たちがさくらんぼに何人かおります。そういう子供たちが、あるいは学校が少し心配をしておった子供たちが、実は高校に行くと、どげんなった、心配はするんですけれども、そこからのアクションにつながっていなかった。特に教育委員さん方が、あの子どうなったんだろうか、頑張っておるだろうかというところを、さまざまな定例委員会の中から出していただきました。

そういうことの中で、ことし初めて、見世課長のほうにお願いをして進めたんですけれども、ダイレクトに高等学校の校長に、中学校の校長とは連携をとりながら、この子はどげしちょうかいねというようなことを実は課長のほうが校長のほうに、高等学校のほうに連絡を入れております。高等学校は非常にびっくりされたようでございます。中学校が言うてくるんならまだしも、地教委が言うてきたということでびっくりされたようでありますけれども、非常に丁寧に、実はやめた子もおります、それは中学校のときに不登校でした。そういうような関係で、今、本町自身も先頭を切って高校としっかりとつなぎ合っていこうということを、今、チャレンジをまさにしております。恐らくいいぐあいになるんだろうと思いますけれども、高校で少しつまずいた子供さん方が相談に行ける場所が、鳥取県でいわゆる鳥取市にしか実はなかったんです。いや、ここにありますからオーケーですよみたいなのが県教委のスタンスだったんですけども、少し3年ぐらい言い続けたんかな、現実に東部の子供しか行かないわけでありまして。そういうことがちゃんと手当てがしてないと、またひきこもりにもつながっていくということで、ぜひ西部にも、中部にもつくっていただきたいということをお願いし続けまして、何とか新年度どうもそういうような方向で県のほうも走るようであります。

そうしますと、東部にできますそういうところと、私どものさくらんぼや、伯耆町さんの支援センター、そういうところとしっかりと連携をしながら子供さんを支え、あるいは一番御心配なお父さんやお母さんを支え、そういうような仕組みを通じても高校としっかりと連携をしていき

たいというぐあいに思っております。

私どもも今、御提案の方向で手を打ってまいりたいというぐあいに思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） このゼロ歳から18歳までの通じた教育と、人材教育が必要だと考えると、町長は施政方針で言うておられますが、ゼロ歳というのは福祉課ですね、健診から始まって。それから2歳から3歳になったら、今度は町民生活の保育に入りますね。それから教育へ行きますね。これが横串がきちとなっているかどうか、またなってなければこれを町長はこう言いましたけども、それぞれの担当課としてはこれを連携を密にして今後されますか。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、山口俊司君。

○健康福祉課長（山口 俊司君） 健康福祉課長でございます。健康福祉課のほうでは「成長と学びのプログラム」、こういった冊子をつくって、妊娠期から子供の成長段階に応じて、学び、相談、仲間づくり、こういった場を育んでもらうよう、そういったプログラム、冊子のようなものをつくっております。

それから、子供が自分の人生設計をきちっと持ってもらうように、自己肯定感といいますか、意欲を高めてもらうように、ライフデザインのような講師を外部から招いて、1回しっかりこういったようなこともさせていただいておるところでございます。いずれにしても望まない妊娠とか、子供が生まれてすぐ母性本能のスイッチが入る方ばかりではございませんので、ネウボラというようなところをやっておりますが、より強力に、母子保健をより拡充強化して、こういったネウボラの運営もしっかりやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。町民生活課のほうでは、保育の問題、それから放課後児童、それから児童館ということを担当しておりますけれども、実際に今、現場のほうでは、例えば健診ですとゼロ歳児健診、3歳児健診、5歳児健診、そういったところでいろいろな気になるお子さんの状態ですとか御家庭の状態などを、保健師のほうや、それから子育て支援、そういったところからのいろいろな情報をいただきながら、一緒に子育てをしているところでございます。それから、保育園のほうにも子育て支援を担当する職員も配置しております、健康福祉課のほうと連携をとりながらいろいろな事業を進めております。

また、児童館のほうでも、児童館自体がゼロ歳から18歳まで誰が来てもいい施設ということで、子育て支援のいろいろな教室の場に使っていただいたりしながら連携をとっていこうとしているところですし、現に高校生なども来ております。そういったところから、気になるような状

態、そういったところを早く見つけられることができれば、次につなげていくということをしようとしているところです。

また、学校のほうとも保育園の現場は連携をとっておりまして、一緒に研修を行ったりしながら、教育の目線、それから保育の目線をお互い共有し合って一人のお子さんを育てていくというような認識で進めているところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。例えば、保育園等との連携についても、昨年度からだったでしょうか、今、それまで校長会ということで小・中の5人の校長と毎月会をする。そこを今、校長・園長会ということで、4人の園長さんも一緒に、9名のスタッフと私どもというようなことでやっているような状況であります。

私は職員の動きを見ておりまして、ここ二、三年といいましょうか、子育て支援をしっかりとやっていかないけんぞということの町の方向性が出て以降、非常に職員の横の連携というのがよくなっているように思っています。行き来がしっかりできる。行き来ができれば、時には腹が立つこともまたあるようでして、なかなかこう、うまく伝わらんみたいなことで不満を聞いたりすることはあると思いますけれども、決して100点満点が今進んでいるとまでは思っておりません、まだ課題があると思いますけれども、つきましても担当職員の横の連携は、非常に二、三年前よりも充実したものになりつつあるというように私は認識をいたしております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 町長、安心してください。そのような現場がもう動いておるようございまして、国のほうも厚生労働大臣が、ちょっと名前忘れたけど、地域丸ごと共生社会というのを今、提案しているようございまして、地域の中にはいろんなのがあると。そこを全部横串刺すんだって。高齢者も、障がい者も、子育てに困っている人、またいろんな方が全部丸ごと共生社会を築くという、これはプロジェクトで厚労省も動いております。ぜひともこういうことをして、新しい町長を中心とした南部町が一步前進できるようなまちづくりをしていただきたいことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で10番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は全て終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、請願陳情委員会付託を行います。

11月21日に開催いたしました議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日14日からは常任委員会を持っていただき、御審議をお願いいたします。

本日は一般質問御苦労さんでした。以上で終わりにいたします。

午後4時07分散会
